第2章 こころの健康に関する取組みの現状

前章では、私たちのこころの健康を取り巻く様々なストレス要因と精神疾患の実態、そ して社会への影響などについて概観した。

誰もが経験しうるライフイベントがこころの不調につながらないために、そして、ライフステージの全般にわたり存在しているこころの健康に対する様々なリスクに対処するために、私たちの社会ではどのような取組みが行われているのだろうか。

本章では、こころの健康に関する取組みの現状について概観したい。第1節では、地域や学校、そして職場などライフステージや分野ごとに取組みを整理し、第2節では、あらゆる世代に関わりのある社会全体を捉えた取組みとして、社会のデジタル化と、これらに伴う孤独・孤立の深刻化への対応についてみていく。また、共生社会の実現に向け、障害のある人が相対する社会的障壁を取り除く取組みや、障害の有無などにかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりなどについても取り上げる。

第1節 ライフステージごとの取組み

1 地域や学校での取組み

本節では、前章第1節でみた様々なストレス要因について、主にライフステージの前期 にかけて、地域や学校において、どのような対策が図られているのかについてみていきた い。

(1) 産前産後や子育て期にある家庭への支援

(政府は、「はじめの100か月の育ちビジョン」を策定した)

妊娠期から小学校1年生までの「はじめの100か月」は、生涯にわたるウェルビーイング *1 の向上に向けて、特に重要である。一方で、児童虐待による死亡事例の約半数が $0\sim2$ 歳であったり *2 、就園していないこどもは家庭の状況によって周囲の人や環境と関わる機会が左右されたりするなど、様々な課題がある。

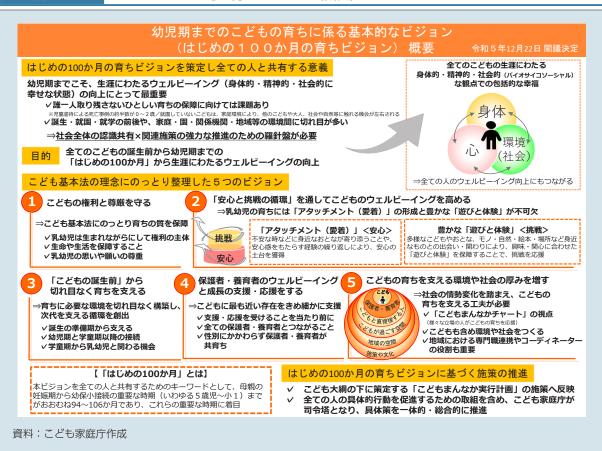
このため、2023 (令和5) 年12月、こども家庭庁を中心とした政府において、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン)」を新たに閣議決定した (図表2-1-1)。本ビジョンでは、こどもの権利を踏まえ、乳幼児の安定した「アタッチメント (愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」を保障することや、こどもの誕生前から切れ目なく保護者・養育者のウェルビーイングと成長を支えること、地域における専門職の連携等によってこどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増すことの重要性などを示している。

今後、国として本ビジョンを踏まえた施策を総合的に推進していくことで、すべてのこ

^{*1 「}はじめの100か月の育ちビジョン」では、「ウェルビーイング」について、「身体的・精神的・社会的(バイオサイコソーシャル)に幸せな状態にあることを指す。また、ウェルビーイングは、包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含む」としている。

^{*2 2023 (}令和5) 年9月にこども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会が取りまとめた、「こ ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第19次報告)」。

図表 2-1-1 はじめの 100 か月の育ちビジョン(概要)



(こども家庭センターの整備等を進め、母子保健・児童福祉が協働して支援を行う体制の 構築を推進する)

これまで、市町村においては、母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」と、児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」をそれぞれ整備してきたが、2022 (令和4)年の児童福祉法改正により、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされた(2024(令和6)年4月1日施行)。

今後、こども家庭センターの全国展開を進め、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応を行うなど、市町村としての相談支援体制の強化を図ることとしている。

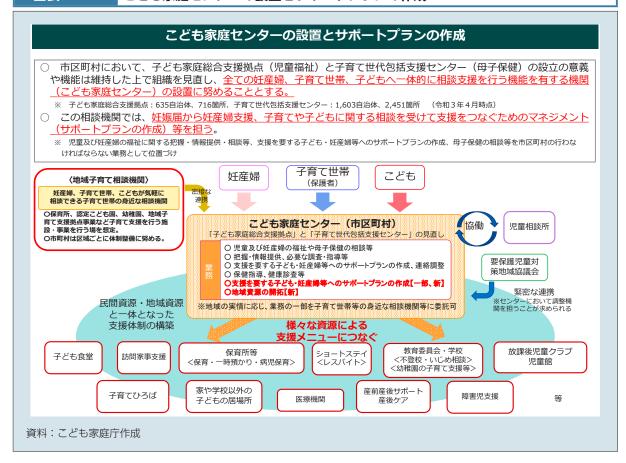
こども家庭センターにおいては、これまで母子保健機能、児童福祉機能それぞれにおいて実施してきた相談支援等の取組みを引き続き行うほか、支援を必要とするこども・妊産婦等、支援対象者の意向を確認しつつ、「サポートプラン」を作成し、それに基づき計画的かつ効果的に支援を進めることとしている。また、関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の中核となって、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関と連携した支援や、民間団体を含む地域資源の開拓による支援体制などの充実・強化に取り組んでいくこ

ととしている (図表 2-1-2)。

「サポートプラン」に基づいて提供する具体的な支援メニューについても、2022(令和4)年の児童福祉法の改正により、訪問による家事等の支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」や、家庭や学校に居場所のないこどもに居場所の提供や生活習慣の形成支援などを行う「児童育成支援拠点事業」、こどもとの関わり方に不安を抱える保護者やそのこどもに対して親子関係の構築支援を行う「親子関係形成支援事業」が新設されたところであり、これらの新設事業を含めた家庭支援事業を始めとして、拡充が図られた。

これらの支援については、特に支援を必要とするこどもや家庭には届きにくい現状もあることから、こども家庭センターでは、家庭支援事業の利用勧奨・措置を行うことにより、より確実に支援を届けられるよう対応を進めていくこととしている。

図表 2-1-2 こども家庭センターの設置とサポートプランの作成



(2) 学校保健における取組み

前章第1節でみたように、10歳代から20歳代にかけては、精神疾患にかかりやすい時期であり、多くの時間を過ごす学校という場におけるこころの健康への取組みは、その後のライフステージにおけるこころの健康保持という観点からも非常に重要である。こうしたなか、複雑化・多様化する児童生徒の現代的な健康課題に対応し、きめ細やかな支援を実施できるよう、これまでも養護教諭等の資格を有する者を学校へ派遣し、大規模校や繁忙期等における業務支援や資質能力向上のための研修機会の確保等を行うなど、養護教諭等の支援体制の強化に取り組んできた。

(2018 (平成30) 年4月から、高等学校の教科書に精神疾患について記載された)

また、2018(平成30)年3月に高等学校の学習指導要領が改訂され、保健体育の「現代社会と健康」に、新たに「精神疾患の予防と回復」の項目が盛り込まれた。こうしたことも踏まえ、高等学校の保健体育の教科書には、精神疾患の特徴と対処が記載されたところであり、精神疾患の予防と回復には、身体の健康と同じく、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活の実践や、心身の不調に気づくことが重要であること、また、疾病の早期発見と社会的な対策が必要であることについて学びを深めることになった。

こうした学びにより、高校生が、精神疾患は誰もが罹患しうるものであり、適切な対処により回復や生活の質の向上が可能であることなどに気づき、また、精神疾患への正しい理解の普及により、専門家への相談や早期の治療などを受けやすい社会環境を整えることの重要性や、偏見や差別の対象ではないことなどを理解できるようになることが期待されている。

(3) こども・若者の自殺対策

(「こどもの自殺対策緊急強化プラン」に基づき、「こども・若者の自殺危機対応チーム」 の設置を推進している)

前章第3節でみたように、我が国において子ども・若者の自殺対策が喫緊の課題となっている。

こどもの自殺対策においては、地方公共団体の果たす役割が非常に大きく、関係部局間の連携に加え、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体でこどもたちを守る仕組みを構築することが重要である。

こども家庭庁が中心となり、こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議において、2023 (令和5) 年6月に「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめ、そのなかで、こどもの自殺対策の柱のひとつとして、市町村等では対応が困難な場合に助言等を行う多職種の専門家により構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」(以下「危機対応チーム」という。) を全国に設置することが盛り込まれている。

設置対象は、都道府県・政令指定都市で、危機対応チームの事務局は、首長部局(自殺 対策担当)と教育委員会が緊密な連携を図りながら運営することが求められる。

厚生労働省では、危機対応チームの設置・運営について、地域自殺対策強化交付金により都道府県・政令指定都市に対して10/10の補助(2024(令和6)年度時点)を行うとともに、指定調査研究等法人*3が危機対応チームの設置等に関する助言等の実務的支援を行うこととしている。

また、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」では、警察や消防、学校や教育委員会、地方公共団体等が保有する自殺に関する統計等を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、EBPM(Evidence Based Policy Making:エビデンスに基づく政策立案)の視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組むこととしている。

^{*3 「}自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」(令和元年法律第32号)第4条第1項に基づき、同法第5条に規定する業務(調査研究等業務)を行う者。令和6年4月現在、一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターが指定されている。

(4) 社会に存在する様々なこころの健康リスクへの対策と支援

① いじめ防止対策

(いじめの防止のため、教育の現場で、いじめの積極的な認知に取り組んできた)

いじめの問題が教育上の大きな課題となっていることを踏まえ、文部科学省では、毎年 度、各都道府県教育委員会などを通じて調査を行い、いじめを含む生徒指導上の諸課題の 実態把握に努めている。

また、2013 (平成25) 年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)と、同法に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を受け、その内容の周知を図っているほか、2016 (平成28) 年度には新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定し、いじめの積極的な認知を肯定的に評価することで積極的な認知の徹底を促している。

さらに、2022 (令和4) 年度には、いじめの重大事態の件数が923件となったことを受けて、文部科学省では、2023 (令和5) 年10月に「不登校・いじめ緊急対策パッケージ」を策定し、いじめの早期発見・早期支援に資するため、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進や、国の個別サポートチームの派遣による自治体支援等を緊急的に進めている。

(こども家庭庁が、関係省庁と連携しながら、いじめ防止対策の強化に取り組んでいる)

いじめの問題については、上述した教育現場での取組みに加え、こどもの権利利益の擁護等を担うこども家庭庁が、いじめ対策での第三者性の確保などに資する地域の体制づくりを推進しており、文部科学省とともに関係省庁と連携しながら、「こどもまんなか」社会の実現に向け、いじめ防止対策の強化に取り組んでいる。

こども家庭庁では、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(2021(令和3)年12月21日閣議決定)に基づき、主に、学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくり、第三者性確保による重大ないじめ事案への対応強化、そして、こども政策の司令塔としての政府全体の体制づくりの3つの事項への取組みを進めている。

こうした取組みの一環として、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、学校と学校の設置者(以下「学校等」という。)以外の首長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証*4に取り組んでいる(図表2-1-3)。

こども家庭庁では、地域の実情も踏まえ、その成果を今後のいじめ防止対策の強化に活用することで、学校等におけるアプローチと相まって、いじめの長期化や重大化を防止できる地域の体制を構築することとしている。

^{*4} 実証実施団体は次のとおり(2024(令和6)年3月末現在)。北海道旭川市、大阪府堺市、大阪府八尾市、熊本県熊本市、千葉県松戸市、 三重県伊勢市、大阪府箕面市、福岡県。

図表 2-1-3 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進

地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進 令和5年度補正予算額:4.1億円 令和6年度当初予算額:0.1億円 (2.1億円) 1. 施策の目的 いじめを政府全体の問題として捉え直し、こども家庭庁、文部科学省など関係省庁の連携の下、こども家庭庁が学校外からのアプローチによるいじ め防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチ等と相まって、いじめの長期化・重大化防止、重大事態の対処の適切化を推進する。 2. 施策の内容 【(1)学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発・実証】(R5補正予算額:4.1億円) ①実証地域(自治体の首長部局)での開発・実証 社会総がかりのいじめ防止対策を推進 自治体の首長部局において、専門家を活用するなど、学校における対応のほかに、いじめの相談から解消まで 関与する手法等の開発・実証を②と連携して行う。 (開発・実証イメージ) (連携) ・令和5年度に未実施の地域(ブロック)や、都道府県レベルでの実証地域の拡充 ・相談対応のみならず、首長部局がいじめ解消まで関与すること、関係部局等との連携体制を構築することを前提 ・いじめの長期化・重大化を防止する観点から、以下のテーマ等にも重点的に取り組む ▶学校以外の集団におけるいじめに対応するための体制構築(認知時の情報共有、指導者等への研修など) 校におけるアプロ ➤被害児童生徒・保護者支援のための体制構築(首長部局側が提供する適切な支援者が被害児童 化と相まって、いじめの長期化 生徒・保護者の思いの整理や、教育委員会等との調整にあたるなど) 重大化防止に資する首長部局 ②実証地域への専門的助言や効果検証及び重大事態報告書の分析等 における取組をモデル化 ①の実証地域における取組への専門的助言や効果検証の伴走支援等(民間団体等に委託) 【(2)いじめ調査アドバイザーの活用】(R6当初予算額:0.1億円) いじめ防止対策推進法に基 -いじめ重大事態調査については、委員の第三者性確保の課題等により調査の着手が遅れるなど問題が指摘 づく適切な対応と相まって、重 されており、調査の第三者性確保の観点から、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門家をいじめ調査アドバ 大事態に至った事案の適切な イザーとして委嘱し、自治体等から寄せられた人選・調査方法に係る相談に対して、助言を行う。 付処を推進 3. 実施主体・委託先等 (1) ①実証地域(首長部局)での開発・実証 【委託先】都道府県、市区町村 【補助割合等】委託費(国10/10) 予算箇所数 ②実証地域への専門的助言や効果検証等 【委託先】 民間団体等(1団体) 【補助割合等】委託費(国10/10) 委託費(国10/10) 委託費(国10/10) (2) いじめ調査アドバイザーの活用 【実施主体等】国が専門家に委嘱 * 委託事業としては、令和7年度を目途に終了させる想力 資料:こども家庭庁作成

② 困難な問題を抱える女性への対応

(困難な問題を抱える女性への支援や、DVに係る保護命令の対象を拡大する等の法改正が行われた)

女性が抱える困難な課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害や家庭関係の破綻、生活困窮など、多様化するとともに複合化し、そのために複雑化している。このような状況は、新型コロナ禍でより顕在化し、孤独・孤立対策といった視点を含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となった。

こうしたなか、困難な問題を抱える女性を支援する施策を、従前の根拠法であった旧売春防止法から脱却させ、支援対象者の意思の尊重と福祉の増進、人権の擁護等を理念とする新たな支援の仕組みを構築する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)が2022(令和4)年度に成立し、2024(令和6)年4月から施行されている(図表2-1-4)。同法においては、発見、相談、心身の健康の回復のための援助等多様な支援を包括的に提供する体制を整備するとともに、関係機関と民間の団体の協働により、早期から切れ目なく支援を行うこととされている。

また、配偶者からの暴力(DV)被害者については、2001(平成13)年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)が施行され、2023(令和5)年5月には、保護命令制度の拡充や切れ目ない支援を行うための多機関連携の強化を内容とするDV防止法の一部を改正する法律が成立した。具体的には、接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力に

より生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」から、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由・名誉・財産等に対する脅迫により生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」に拡大し、重篤な精神的被害を受けた場合にも接近禁止命令等の対象になりうることとなった(図表 2-1-5)。改正 DV 防止法は、2024(令和6)年4月1日から施行されている。

図表 2-1-4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(概要)







コラム

地域における若年者のメンタルヘルスへの取組み (あだち若者サポートテラス SODA)

若年者のこころの不調の相談窓口である、 あだち若者サポートテラス SODA を訪ね、 お話を伺った。

地域でどのように実践・貢献できるか

2022(令和4)年7月、若年者のこころの不調の早期相談・早期支援を目的に、あだち若者サポートテラスSODA(以下「SODA」)はスタートした。足立区の事業として、委託を受けた医療法人財団厚生協会・東京足立病院が開設し、運営している。SODAは厚生労働科学研究・MEICISプロジェクトの一環で開設され、地域における若年者への相談支援が活発なオーストラリアを参考にしたという。

SODAでは、足立区に在住・在学・在勤

するおおむね15歳から25歳の方を対象に相談・支援を行っている。地域でどのように実践・貢献できるか、何ができるかを常に考えながら運営することを理念として活動している。

足立区の中でも交通アクセスが良く、大学のキャンパスも多い北千住という場所を選んだことも、また、建物の外観を木の温もりが感じられる造りにしたことも、相談へのハードルをできるだけ感じさせないための、活動理念に基づく細やかな配慮だ。

「思春期の若者がこころの不調を感じたら、深刻化する前に相談ができ、必要に応じて適切な支援や治療を受けられる社会づくりが必要です」。そう話すのは、SODAの室長で精神科医の内野敬さんだ。



気持ちを整理することからサポート

SODAでは、精神科医、精神保健福祉士、公認心理師など多職種の専門チームが、相談者に合った方法で問題解決に一緒に取り組む。初回相談の1時間で、生活状況やこころの不調の確認を行い、継続の希望があれば、おおむね半年の間に複数回、相談支援を行う。時には、相談者の家族や学校関係者も同席し、一緒に話すこともあるという。さらに、個別就労支援(IPS)により、相談者が希望する就職先を一緒に地域で探すことからサポートし、就労に至るまで手厚く伴走することもある。もちろん、相談は何度でも無料だ。

困りごとはなんでもOK、上手に話せなくてもOKなど、どのようなことでもワンストップで傾聴する姿勢で臨み、まずは相談者の気持ちを整理するところからサポートしていく。必要があれば、医療機関や様々な専門機関への橋渡しもSODAから行う。根底にあるのは、相談者をたらい回しにしたくないという強い思いだ。相談者の状況に応じ、医療機関への橋渡しにスタッフが同行することもある。

保健室のように思ってもらえたら

相談者は、高校生や大学を卒業したての若者が多い。相談内容は、不登校や就職など多岐にわたるが、本人の考えを否定せず、まず受け止めることを何よりも大切にしている。 「相談を楽しい場と思ってもらいたい」とい う願いから、実際の悩みのほかにも、趣味の話や生きがいについて語り合うことさえある。

とはいえ、半年という期間の中で、連絡や相談が途絶えてしまう若者もおり、対応の難しさを感じる時もあるという。そういった場合は、LINEでメッセージを送りアプローチを試みる。直接電話するのではなく、若者世代の感覚に沿ったコミュニケーションを心がけているという。

嬉しい発見もある。初回相談を終えた相談者のうち、2回目以降の相談でも対面でのコミュニケーションを望む若者が、想定以上に多かったことだ。スタッフの中でも新たな気づきだったという。どんなことでもまず傾聴するというSODAの窓口には、また来たいと思わせる雰囲気があるのだろう。「なんでも話せる保健室のように思ってもらいたいんです。半年という期間の中で、スタッフも驚くような成長を見せる若い方もいらっしゃるんですよ」。SODAの主任で精神保健福祉士の小辻有美さんは、にこやかにそう話してくれた。



広がるつながりとさらなる可能性

開設以来、SODAは近隣の様々な機関への電話や訪問を通じて、自らの活動の紹介を行ってきた。その結果、教員などから相談を勧められた若者が来所することも多い。また、相談者自身が周囲にSODAの存在を発信してくれることで、新たな相談者の相談支援につながるケースもあるそうだ。

「潜在的なニーズを自分たちだけで掘り起こしていくのは難しいので、こういった宣伝効果は大きい。困っていそうな人がいたら話

を聞いて、一緒に相談に行ってみる。そう いった社会になっていけたら」。内野室長は、 最後にそう穏やかに語ってくれた。

このようなつながりを起点に、地域の中で こころの不調に対する早期対応や予防の意識 が高まれば、社会も少しずつ変わっていくの ではないだろうか。 現在、SODAでは、足立区での取組みの検証を進めながら、東邦大学医学部が行う他の自治体等へのコンサルティングにも協力しているという。今後、こうした取組みが多くの地域に広がり、悩みを抱える若者達の身近なところに「保健室のような相談窓口」が増えていくことが期待される。

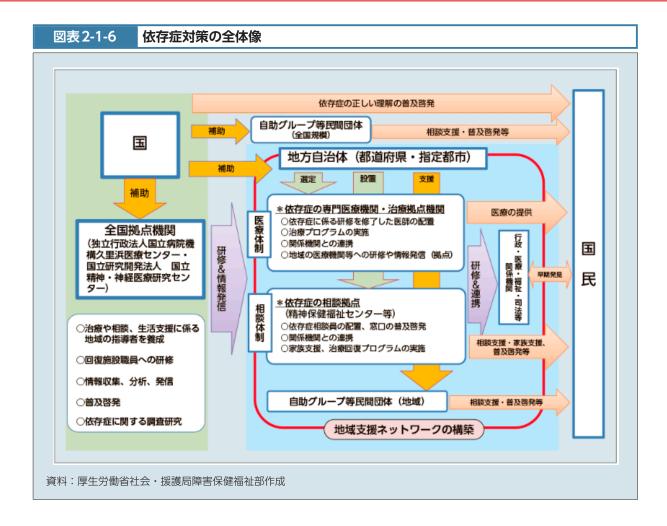
③ 依存症を抱える人への支援と周囲の理解を深める取組み (依存症は、適切な治療とその後の支援によって、回復可能な疾患である)

前章第1節で近年の薬物事犯の状況について確認したが、ここでは、薬物を含め、アルコールやギャンブル等の自分の意思ではやめられなくなってしまう「依存症」という疾患に罹った人たちに対する支援の取組みについて触れておきたい。なお、薬物対策については次節で詳しくみていく。

人は誰しも、不安や緊張を和らげたり、嫌なことを忘れたりするために、ある特定の行為をすることがあるが、それを繰り返しているうちに脳の回路が変化して、自分の意思ではやめられない状態になってしまうことがある。前章第2節でみたように、これを依存症というが、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症は、適切な治療とその後の支援によって、回復可能な疾患である。

厚生労働省では、依存症対策地域支援事業により、都道府県と指定都市等における依存症相談員を配置した相談拠点の設置を進めているほか、依存症を抱える人やその家族が、適切な治療や相談支援を受けることができるよう、依存症専門医療機関や依存症治療拠点機関、依存症の相談拠点の整備を進めるとともに、自助グループを含む民間団体への支援を通じて地域体制の整備を行っている(図表 2-1-6)。

さらに、我が国では、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターを依存症対策全国拠点機関と位置づけ、アルコール、薬物、ギャンブル等に対応した相談・治療等についてオンライン等を活用した指導者の育成や情報発信等を行い、依存症治療・支援体制の整備を推進している。



(依存症を抱える人とその家族が直面する社会的障壁を取り除くための取組みも行われている)

その一方で、依存症に関する正しい知識と理解が得られていない上、依存症へのスティグマ (差別や偏見) もあり、依存症を抱える人やその家族が適切な治療や支援に結びついていないという課題がある。

このため、厚生労働省では、依存症の理解を深めるための普及啓発事業として、関連イベントの情報や依存症を知るきっかけとなる漫画なども配信する特設ページも開設しているほか、SNSを活用した情報発信を行っている(図表 2-1-7)。

図表 2-1-7 特設サイト「依存症の理解を深めよう。回復を応援し受け入れる社会へ」



依存症の問題を抱えた方の回復と成長の支援を、本人、その家族、職員が一体となって 取り組むジャパンマック福岡を紹介する。

あらゆる面からサポート

東京、神奈川、福岡で施設を運営する NPO法人ジャパンマックの一員であるジャパンマック福岡は、依存症からの回復と成長 を目指す方々を支援する施設として、2013 (平成25) 年から福岡市で活動している。

その活動の範囲は広く、①生活訓練施設(2カ所)、②共同生活・自立生活の援助施設、 ③就労の移行・定着支援施設、④就労継続の 支援施設、⑤訪問看護事業所、⑥カウンセリング事業所、⑦おとな食堂(居場所づくり)、 ⑧触法依存症者の支援など多岐にわたる。現 在の施設利用者数は100人を超え、10代~ 80代の男女の利用者をあらゆる面から支援 を行っている。



依存症から本質的に回復することを目指す

ジャパンマック福岡では、「AAの12ステッププログラム(アメリカで始まったアルコール依存症からの回復方法)」の活用と、参加者同士の経験の分かち合い(相互支援)を回復に向けた取組みの中心に据えている。お互いの経験を語り、ストレスの対処方法や、回復に必要な思考を学び、依存症の本質的な問題である生きづらさと向き合うことで人間的成長を目指している。

また、医療機関への同行支援や、臨床心理

*1 マック (MAC) とは、Maryknoll Alcohol Centerの略称を表す。

士等による継続的なカウンセリング、訴訟に おける情状証人としての出廷などの支援も 行っている。

設立当初はアルコールやギャンブルの相談がほとんどであったが、現在は、性嗜好障害、窃盗症、市販薬・処方薬依存などに関する相談も増えてきており、依存症が多様化しているという。

回復プログラム〜ある日の発言〜

ある日のミーティングでは、1年間プログ ラムを受けて回復の終盤ステップにある方 が、仲間と共に課題に取り組んでいた。「み んなから、顔つきも発言内容も、以前と異な ると言われた。12ステッププログラムや生 活訓練をすることで、身体だけでなく、考え 方も健康になった。以前は、さみしさを感じ たらギャンブルをしていた。今は、ここで出 会った仲間と話したり、運動をしたりして対 処している」と、少し恥ずかしそうな笑顔を 浮かべながら、嬉しそうに語っていた。ほか の方からも、「今まで自分一人で考えすぎて いた。今は仲間に話せる|「ギャンブルでスト レスを発散しているつもりが、逆にストレス をためていた。自分のストレスサインがわか るようになった」といった発言が聞かれた。

家族も置き去りにしない。家族が変われば、回復の近道となる

依存症のストレスは本人だけの問題ではない。家族も大きなストレスを感じ、接し方に迷い、誰にも相談できず孤立していることがある。ジャパンマック福岡では、そうした家族への支援にも力を入れている。毎月、「クラフト勉強会(アメリカで開発された依存症者と家族のためのプログラム)」を開催するとともに、定期的なカウンセリングや家族同士の相互学習の場を設けている。

ある日の勉強会では、本人と対立せずに治療へつなげる声がけを学んでいた。「ここに参加するようになってから、息子との距離感が段々わかってきた。学ぶことにより、介護している母への声がけも変わり、母とも良好な関係ができている」という発言が聞かれた。息子がギャンブル依存で家出していると

いう家族に、かつて夫がギャンブル依存で失踪した経験があるという方が、夫の回復までの経験を話していた。なかには、家族の回復を支援し続けるために、7年ほど継続して参加している方もいた。30家族ほど集まることもあり、どこにも相談できなかった家族が、励ましと希望を与え合う場となっていた。

施設長は「家族が依存症という病気への理解を深めると、家族の行動が変わり、それが本人の行動を変え、回復につながる。家族は依存問題の解決の中核を担う人々だ」と語る。



様々な関係機関と連携した支援

ジャパンマック福岡では、支援が必要な人に適切な支援を届けるべく、県や市、精神保健福祉センターをはじめ、警察、保護観察所、地方更生保護委員会などとの連携にも取り組んでいる。こうした連携は、依存症の方の早期発見・早期支援につながるだけでなく、研修会の開催や講師の派遣により、関係機関や地域における依存症に対する正しい知識の普及にも寄与している。

誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社 会を目指して

ジャパンマック福岡は、誰もがありのままでいられる平和な社会づくりをビジョンに掲げる。「今までの人生において失敗した経験が多いと、治療への動機付けが難しい。依存症は心の病気ではなく、脳の病気であると知ってほしい。意思が強ければ克服できるというものではない。適切な治療や支援が必要だ」と施設長は語る。実は、施設長自身も依存症の経験者であることを公表している。

「制度の枠組みから漏れた人を救いたい。置き去りにされがちな人も救いたい。そのような人たちのことも考え、受け皿があるという社会は、豊かな社会だと思いませんか」その語り口から、かつての自分と同じ苦しみを味わう人を決して置き去りしないという熱い思いが伝わってきた。

ジャパンマック福岡は、自らを「回復共同体」と捉えている。施設長だけでなく、職員の多くが依存症の当事者だ。職員からは「か

けた言葉がブーメランで自分に返ってきて、胸に突き刺さる」「経験が役に立つ。自分を律する。自分もしっかりせねばとなる」「嘘はわかる」といった経験者ならではの声も聞かれた。施設利用者からも「理解してもらえる」「相談しやすい」などと好評だ。

職員と施設利用者という立場を超えて、当事者同士が本気で支え、本気で取り組むジャパンマック福岡。今後の活動にも注目したい。

2 職場での取組み

(第14次労働災害防止計画では、「労働者の健康確保対策の推進」にも重点的に取り組んでいる)

前章第3節でみたように、職場では精神障害の労災認定を受ける人が増加しているほか、メンタルヘルス不調により連続1ヶ月以上休業または退職した労働者がいる事業所割合は、この3年間、約1割で推移している。働く人のこころの健康を守るために、職場ではどのような取組みが行われているのだろうか。

厚生労働省「令和4年労働安全衛生調査(実態調査)」によると、メンタルヘルス対策に取り組んでいる割合については、使用する労働者数50人以上の事業場では91.1%と高い一方で、使用する労働者数50人未満の小規模事業場では、30~49人で73.1%、10~29人で55.7%となっており、メンタルヘルス対策への取組みが低調であることが示唆されている。

こうしたなかで、2023 (令和5) 年3月、第14次労働災害防止計画(以下「14次防」という。)が策定され、2023 (令和5) 年度から2027 (令和9) 年度までの5年間に、労働災害を減少させるために重点的に取り組む事項が取りまとめられた。14次防では、重点的に取り組む事項のひとつとして、働く人のこころの健康を守る取組みを含む「労働者の健康確保対策の推進」が掲げられ、2027 (令和9) 年までに、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする等を目標として取り組むこととされている。

さらに14次防では、「労働者の健康確保対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、産業保健活動の3つの柱を、事業者に求める具体的な取組みに位置づけている。

ここでは、メンタルヘルス対策の観点から、ストレスチェック、ハラスメントの防止、 勤務間インターバル制度の導入、そして治療と仕事の両立支援について取り上げる。

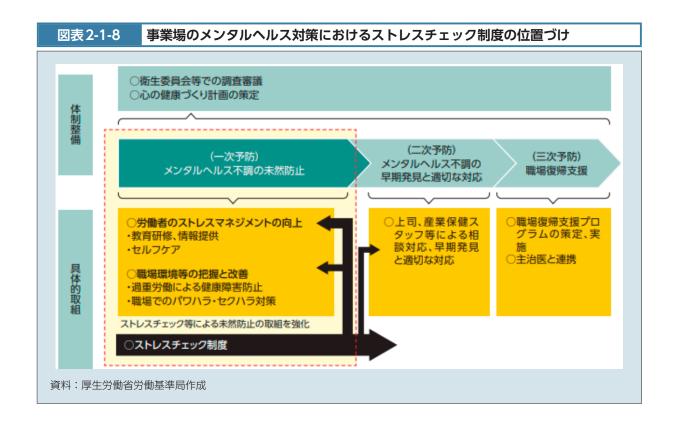
また、前章第1節でみたように、子育てや介護も、働き盛りのこころの健康に影響を及ぼしうる主なライフイベントのひとつであった。働きながら子育てや介護といったライフイベントに向き合う人々を支援する育児や介護との両立支援の取組みについても整理する。

(1) ストレスチェック制度

(労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促す)

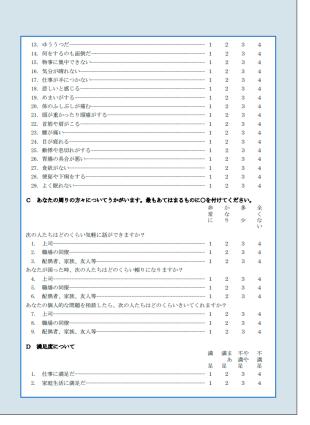
事業場におけるメンタルヘルス対策の取組みは、その実施目的から、一次予防、二次予防、三次予防の3つに分類される(図表 2-1-8)。ストレスチェック制度は、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、高ストレス者に対する医師の面接指導を実施することや、ストレスチェック結果を集団的に分析し、職場環境改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を主な目的として、2015(平成 27)年12月に施行された制度である(図表 2-1-9)。

ストレスチェック制度は、労働者数 50 人以上の事業場に実施義務がある(この場合の「労働者」には、パートタイム労働者や派遣労働者も含まれる。)。また、労働者数 50 人未満の事業場については、当分の間、努力義務とされているが、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止のため、できるだけ実施されることが望ましいことから、厚生労働省では、ポータルサイト「こころの耳」を通じたストレスチェック導入の支援や「ストレスチェック制度サポートダイヤル」による相談支援(後述参照)などを行っている。



図表 2-1-9 職業性ストレス簡易調査票(57項目)

	職業性ストレス簡易調査票(57 項目)				
l a	bなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付け	てく	ださい。	,	
		そうだ	そま うが	ちや がや う	ちがう
1.	非常にたくさんの仕事をしなければならない		2	3	4
2.	時間内に仕事が処理しきれない	- 1	2	3	4
3.	一生懸命働かなければならない	- 1	2	3	4
4.	かなり注意を集中する必要がある	- 1	2	3	4
5.	高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ	- 1	2	3	4
6.	勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない		2	3	4
7.	からだを大変よく使う仕事だ	- 1	2	3	4
8.	自分のペースで仕事ができる	- 1	2	3	4
9.	自分で仕事の順番・やり方を決めることができる	- 1	2	3	4
10.	職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる	- 1	2	3	4
11.	自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない	- 1	2	3	4
	私の部署内で意見のくい違いがある		2	3	4
13.	私の部署と他の部署とはうまが合わない	- 1	2	3	4
14.	私の職場の雰囲気は友好的である	- 1	2	3	4
15.	私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気など)はよくない一	- 1	2	3	4
16.	仕事の内容は自分にあっている	- 1	2	3	4
17.	働きがいのある仕事だ	- 1	2	3	4
		なかった	ときどき	しば しば たば	ほとんど
					あった
1.	活気がわいてくる	1	2	3	4
2.	元気がいっぱいだ	1	2	3	4
3.	生き生きする	1	2	3	4
	怒りを感じる	1	2	3	4
4.	内心腹立たしい	1	2	3	4
4. 5.		1	2	3	4
	イライラしている		2	3	4
5.	イライラしている ひどく疲れた	. 1			
5. 6.			2	3	4
5. 6. 7.	ひどく疲れた	1	2	3	4
5. 6. 7. 8. 9.	ひどく疲れた	1	_	_	•
5. 6. 7. 8. 9.	ひどく疲れた	1 1 1	2	3	4



(集団分析は、業務実態にあった分析単位で実施することが望ましい)

集団分析は、より適切な職場環境改善*5を行うために、部署や職種、職位・職階等、業務実態にあった分析単位で実施することが望ましい。また、部署別の比較等のほか、過去の結果と比較し、職場のストレス状況の変化を確認することも重要である。

なお、「心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」*6では、集団ごとの集計・分析に際し、集計・分析の単位が10人を下回る場合、実施者は集計・分析の対象となる全労働者の同意を取得しない限り、原則として、事業者に集計・分析の結果を提供してはならないとされていることに留意する必要がある。

(集団分析の結果を活用した職場環境改善は、14次防の具体的取組みのひとつである)

ストレスチェック制度は、PDCAサイクルに沿って、組織的に取り組むことが重要である(図表2-1-10)。

特に、集団分析とその結果を活用した職場環境改善は、労働安全衛生法令では努力義務となっているが、ストレスチェック制度の主目的である一次予防を推進するための重要な手段である。労働者のストレスの原因となる職場環境を継続的に改善していくための重要

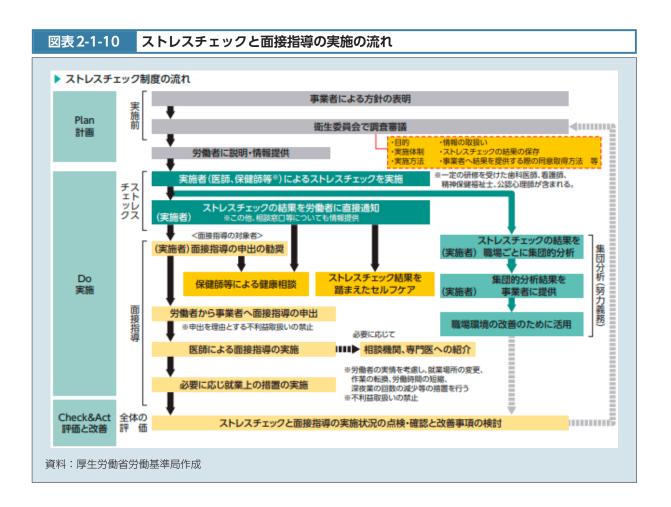
^{*5} 職場環境の改善とは、職場の物理的レイアウト、労働時間、作業方法、組織、人間関係などの職場環境を改善することで、労働者のストレスを軽減しメンタルヘルス不調を予防しようとする方法である。改善の対象となる職場環境には様々なものが含まれる。仕事のストレスに関する代表的な理論である「仕事の要求度-コントロールモデル」では、仕事の要求度(仕事量や責任など)と仕事のコントロール(裁量権)のバランス、特に仕事の要求度に見合うように仕事のコントロールを与えることが重要であるとされている。

^{*6} 平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号。ストレスチェックと面接指導の結果に基づき事業者が 講ずべき措置が適切に実施されるため、ストレスチェックと面接指導の具体的な実施方法や、面接指導の結果についての医師からの意見 の聴取、就業上の措置の決定、健康情報の適正な取扱い、労働者に対する不利益な取扱いの禁止等について定められている。

なステップとなることから、14次防においても、事業者が取り組むことのひとつに、集団分析を活用した職場環境の改善まで実施することにより、メンタルヘルス不調の予防を強化することが盛り込まれた。

ストレスチェックを通じ、働く人が自身のストレスに気づき、医師による面接指導等を通じて、ストレスの予防、軽減に積極的に取り組むことを促すとともに、事業者が職場のストレス状況の確認にも取り組み、高ストレス者の多い部署などについて、業務内容や労働時間など他の情報と合わせて、仕事の量的・質的負担や周囲からの支援の有無等を評価し、健康リスクが高い場合には、職場環境の改善につなげることが求められる。

また、こうした取組みには、たとえば、労働者数50人以上の事業場において設置が義務づけられている衛生委員会等の場を活用した職場環境改善に向けた議論の活性化や、産業医等の専門的知見の活用なども求められる。



(ポータルサイト「こころの耳」などで、ストレスチェックの情報提供等を行っている)

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、働く人などに対し、メンタルヘルス対策の基礎知識、事業場の取組み事例、「5分でできる職場のストレスセルフチェック」などのセルフケア支援ツール、メンタルヘルスに関する研修資料の提供など総合的な情報提供等を行っている(図表 2-1-11)。

また、独立行政法人労働者健康安全機構において、「ストレスチェック制度サポートダイヤル」を開設し、産業医、保健師等ストレスチェックの実施者、事業者、衛生管理者等

ストレスチェック制度担当者等を対象として、ストレスチェック制度の実施方法、実施体制、不利益な取扱いなどに関する相談に対応している(図表 2-1-12)。



図表 2-1-12 ストレスチェック制度サポートダイヤル

「ストレスチェック制度サポートダイヤル」

産業医、保健師等ストレスチェックの実施者、事業者、衛生管理者等ストレスチェック制度担当者等からのストレスチェック制度の実施方法、実施体制、不利益な取扱いなどに関する相談にお答えします。

電話 0570-031050 (全国統一ナビダイヤル) ※通話料がかかります。

受付時間 平日10時~17時(土曜、日曜、祝日、12月29日~1月3日は除く)

MEMO

産業保健総合支援センター(さんぽセンター)と 協会けんぽの連携

全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センター(さんぽセンター)は、 産業医や衛生管理者等の産業保健関係者に対 する研修を行うとともに、事業主等に対する 職場の健康管理への支援を行っている。

産業保健に関する様々な問題に対応する専門スタッフを有するさんぽセンターは、地域の産業保健の要としての役割を果たしている

が、近年、全国健康保険協会(協会けんぽ) の都道府県支部との連携が進んでいる。

2023 (令和5) 年9月、三重さんぽセンターと協会けんぽ三重支部は、三重県民の健康づくりの推進に向けた包括的事業連携に関する協定を締結し、事業所向けメンタルヘルスセミナーの共催や、治療と仕事の両立支援の社内研修や制度整備に関するフォローアップなど、県民の健康づくりの推進に向けた取組みを、相互に連携・協力して進めていくこととした。

こうした連携協定の締結は、埼玉など他地域における取組みに続くものであり、全国の中小企業で働く従業員やその家族約4,000万人が加入する協会けんぽと、産業保健に豊富な知見と経験を有するさんぽセンターの連携強化が、あらゆる職場におけるメンタルへ

ルス対策の推進に寄与することが期待される。



(参考)独立行政法人労働者健康安全機構三重産業保健総合支援センター(「協会けんぽ三重支部と当センターは、協定を締結しました(2023年9月25日)」)

(2) 職場におけるハラスメント対策

(事業主によるパワーハラスメント防止の雇用管理上の措置義務などが法制化された)

前章第1節でみたように、ハラスメントの問題は、職場環境においてこころの健康に大きな影響を与える要因であるが、都道府県労働局に寄せられる相談は後を絶たない状況がみられる。こうしたことも踏まえ、職場におけるハラスメント防止対策の更なる強化を図るため、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務の新設や、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等を内容とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第24号)が、2019(令和元)年5月29日に成立し、同年6月5日に公布された(労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法等を改正)(図表2-1-13)。

また、改正後の労働施策総合推進法(以下「改正法」という。)等に基づき、2020(令和2)年1月15日に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」(以下「パワーハラスメントの防止のための指針」という。)等が公布された。

パワーハラスメントの防止のための指針には、事業主が講ずべき具体的な措置の内容等を定めたほか、自社で雇用する労働者以外に対する言動に関し行うことが望ましい取組みや、顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組み*⁷が盛り込まれている。

改正法とパワーハラスメントの防止のための指針等は、2020(令和2)年6月1日から

^{*7} 同指針では、顧客等からの著しい迷惑行為に関し行うことが望ましい取組みのひとつとして、雇用する労働者が被害を受けることを防止するための対応マニュアルの作成があげられているが、厚生労働省では2021(令和3)年度に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」(https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000915233.pdf)を作成・公表し、企業におけるカスタマーハラスメント対策の推進を後押ししている。

施行された(パワーハラスメントを防止するための雇用管理上の措置義務については、中小事業主については2022(令和4)年4月1日から施行)。

(都道府県労働局において、ハラスメント防止措置義務について指導を実施している)

改正法の施行後は、都道府県労働局において、ハラスメント防止措置が講じられていない事業所に対して措置を講ずるよう指導するとともに、ハラスメント事案が生じた事業所に対して、適切な事後の対応や再発防止のための取組みが行われるよう指導を実施している。また、労働者と事業主との間で紛争が生じている場合、都道府県労働局長による紛争解決援助や調停会議による調停により紛争解決の促進を図っている。

図表 2-1-13 ハラスメント対策の強化

【背景】・ 職場のいじめ・嫌がらせに関する都道府県労働局への相談は 7万2千件超(H29年度)で6年連続で全ての相談の中でトップ。

・ セクハラの 相談件数は約7千件(H29年度)と高水準にとどまる。



ハラスメントのない社会の実現に向けて、 職場のパワハラ対策、セクハラ対策を強化することが必要

※労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

(1) 国の施策にハラスメント対策を明記(労働施策総合推進法)

○ 国の施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進」(ハラスメント対策)を明記

(2)パワーハラスメント防止対策の法制化(労働施策総合推進法)

- パワーハラスメントとは、「①優越的な関係を背景とした」、「②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により」 「③就業環境を害すること」(身体的若しくは精神的な苦痛を与えること)をいうことを明記する。
- 事業主に、パワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の**雇用管理上の措置**を講じることを義務付ける。
- パワーハラスメントの具体的な定義や事業主が講じる雇用管理上の措置の具体的な内容を定めるため、 厚生労働大臣が「指針」を策定することとする。

[指針で規定する内容]

- ・パワハラの具体的な定義
- ▶ 3つの要素の具体的内容
- ▶ パワハラに該当する/しない行為例
- ▶ 適正な範囲の業務指示や指導についてはパワハラに
- ・雇用管理上の措置の具体的内容 (現行のセクハラ防止の措置義務と同様)
 - 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
 - ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
 - ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等
- ※ 取引先や顧客等からの著しい迷惑行為(いわゆるカスタマーハラスメント)については、法律上の措置義務の対象とはしないが、 指針において労働者からの相談体制の整備や被害者への適切な配慮等を行うことが望ましい旨を記載。
- 〇 パワーハラスメントに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助、紛争調整委員会による調停 (行政ADR)の対象とするとともに、措置義務等について履行確保(助言、指導、勧告等)のための規定を整備する。
- 〇 中小事業主に対する配慮等

パワーハラスメント防止対策の措置義務は、中小事業主の施行日に配慮(公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定め る日(令和4年3月31日)までの間は、努力義務とする。

※その他、事業主による防止措置の実施に関するコンサルティング等の公的支援を実施する。

(3) セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化 (男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法)

(1) セクシュアルハラスメント等に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化

セクシュアルハラスメント等は行ってはならないこと等に対する関心と理解を深めることや、他の労働者に対する言動に 注意を払うこと等を関係者の責務として明記する。

※パワーハラスメント、いわゆるマタニティハラスメントについても同様(②④も同じ)

② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

労働者が相談等を行うことに躊躇することがないよう、労働者がセクシュアルハラスメント等に関して事業主に相談したこと 等を理由とした不利益取扱いを禁止する。

③ 自社の労働者等が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応

事業主に対し、他社から雇用管理上の措置の実施(事実確認等)に関して必要な協力を求められた場合に、これに応じる 努力義務を設ける。

※ あわせて、自社の労働者が他社の労働者等からセクシュアルハラスメントを受けた場合も、相談に応じる等の措置義務の対象となるこ とを指針で明確化する。

④ 調停の出頭・意見聴取の対象者の拡大

セクシュアルハラスメント等の調停制度について、紛争調整委員会が必要を認めた場合には、関係当事者の同意の有無 に関わらず、職場の同僚等も参考人として出頭の求めや意見聴取が行えるよう、対象者を拡大する。

1. 職場におけるパワーハラスメントの内容

<職場におけるパワーハラスメントとは>

- 職場において行われる①**優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えた ものにより、③労働者の就業環境が害されるもの**であり、①~③までの要素を全てみたすもの。
 - → 客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しない。

職場におけるパワハラの 3要素	具体的な内容
① 優越的な関係を背景とした言動	○ 当該事業主の業務を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるもの (例) ・ 職務上の地位が上位の者による言動 ・ 同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの ・ 同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの 等
② 業務上必要かつ相当な範 囲を超えた言動	○ 社会通念に照らし、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又 はその態様が相当でないもの
③ 労働者の就業環境が害される	○ 当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること ○ この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当

○ 個別の事案の判断に際しては、<u>相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなどその認識にも配慮しながら、相談者及び行為者の双方から丁寧に事実確認等を行う</u>ことも重要。

2. 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関し雇用管理上講ずべき措置

- (1) 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること
- (2)相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
 - ④相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること職場におけるパワハラの発生のおそれがある場合や、パワハラに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応すること
- (3) 職場におけるパワーハラスメントにかかる事後の迅速かつ適切な対応
 - ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認すること
 - ⑥速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行うこと ⑦行為者に対する措置を適正に行うこと
- ®再発防止に向けた措置を講ずること ※⑥⑦は事実確認ができた場合、⑧はできなかった場合も同様
- **(4) (1) から(3) までの措置と併せて講ずべき措置**
 - ⑨相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること
 - ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

3. 職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関し行うことが望ましい取組

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備
- 職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
 - ・ コミュニケーションの活性化・円滑化のための研修等や、適正な業務目標の設定等の職場環境の改善のための取組
- 労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の 運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努める

4. 自らの雇用する労働者以外の者(就活生等)に対する言動に関し行うことが望ましい取組

- 職場におけるパワハラを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、他の事業主の雇用する労働者、 就職活動中の学生等の求職者、個人事業主、インターンシップを行う者等に対しても同様の方針を併せて示す
- 雇用管理上の措置全体も参考にしつつ、適切な相談対応等に努める

5. 他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為 (いわゆるカスタマーハラスメント)に関し行うことが望ましい取組

- 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 被害者への配慮のための取組
- 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)

資料:厚生労働省雇用環境・均等局作成

(精神障害の労災認定基準においても、パワーハラスメントが明確化・具体化された)

なお、パワーハラスメント防止対策の法制化に伴い、2020(令和2)年度に精神障害の労災認定の基準を改正し、「パワーハラスメント」について認定基準に明記した。さら

に、2023(令和5)年度の精神障害の労災認定基準の改正においては、心理的負荷の強 度が「強」、「中」、「弱」となる具体例としてパワーハラスメントの6類型(「精神的な攻 撃」、「身体的な攻撃」、「過大な要求」、「過小な要求」、「人間関係からの切り離し」、「個の 侵害 |) すべての具体例等を明記した(図表 2-1-14)。

図表 2-1-14 心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正概要

心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正概要 (令和5年9月1日付け基発0901第2号)

改正の背景

精神障害・自殺事案については、2011(平成23)年に策定された「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき労災認定 を行ってきた。このたび、近年の社会情勢の変化や労災請求件数の増加等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえて「精神障害の労災認定の 基準に関する専門検討会」において検討を行い、2023(令和5)年7月に報告書が取りまとめられたことを受け、認定基準の改正を行った。

■業務による心理的負荷評価表*の見直し

※ 実際に発生した業務による出来事を、同評価表に示す「具体的出来事」に当てはめ、負荷(ストレス)の 強さを評価

- ◆ 具体的出来事の追加、類似性の高い具体的出来事の統合等
- **追加**「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」(いわゆるカスタマーハラスメント)
- 追加「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」
- ◆ 心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充
 - > パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことを明記 ➤ 一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていなかった具体的出来事について、他の強度の具体例を明記
- ■精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

(改正前) 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」(特に強い心理的負荷となる出来事)がなければ 業務起因性を認めていない

(改正後) 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により 悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める

■医学意見の収集方法を効率化

(改正前) 専門医3名の合議による意見収集が必須な事案 【例:自殺事案、「強」かどうか不明な事案】

(改正後) 特に困難なものを除き専門医1名の意見で 決定できるよう変更

評価表の明確化等により、より適切な認定、審査の迅速化、請求の容易化を図る

資料:厚生労働省労働基準局作成

(3) 勤務間インターバル制度

(労働時間等設定改善法により勤務間インターバル制度導入は事業主の努力義務とされた)

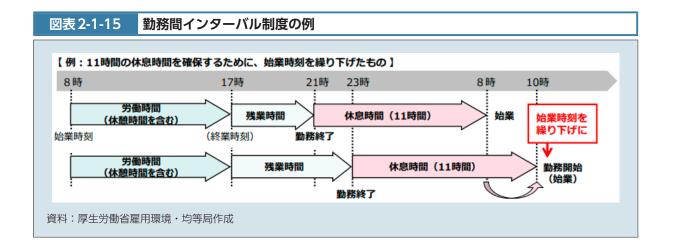
前章第1節でみたように、理想の睡眠時間と実際の睡眠時間の乖離が大きくなるにつれ て、うつ病や不安障害などのこころの不調が疑われる人の割合が増加する傾向がみられ た。

我が国では、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年 法律第71号)において、「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」*8(平成4年法律 第90号)が改正され、終業時刻から次の始業時刻の間に一定時間以上の休息時間(イン ターバル時間)を確保する仕組みである勤務間インターバル制度(図表 2-1-15)を導入 することが事業主の努力義務とされている*⁹。労働者の十分な生活時間や睡眠時間を確保

^{*8} 同法は、事業主等に労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促すことで、労働者がその有する能力を有効に発揮することや、健 康で充実した生活を実現することを目指した法律。労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(時短促進法)を改正し、労働時間の短縮 を促進するだけではなく、労働時間等の設定を、労働者の健康と生活に配慮するとともに、多様な働き方に対応したものへ改善するため の法律とした。

^{*9} 施行日は2019 (平成31) 年4月1日。

するための方策のひとつとして、この仕組みの導入を促している。



(勤務間インターバル制度の導入予定はなく、検討もしていない企業は、80%を超えている)

厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」によると、勤務間インターバル制度を「導入している」企業(就業規則または労使協定等で定めているもの)の割合は、6.0%と、前年調査の5.8%から0.2%ポイントの増加となったが、「導入予定はなく、検討もしていない」企業の割合は、依然として80%を超えている(図表2-1-16)。

「導入予定はなく、検討もしていない」企業について、その理由をみると、「夜間も含め、常時顧客や取引相手の対応が必要なため」、「人員不足や仕事量が多いことから、当該制度を導入すると業務に支障が生じるため」、「当該制度を導入すると労働時間管理が煩雑になるため」とする割合が、企業規模が大きいほどおおむね高かった。他方で、「当該制度を知らなかったため」とする割合は、企業規模が小さいほど高く、「 $30\sim99$ 人」の企業においては、27.1%となっている(図表 2-1-17)。

■図表 2-1-16 ■ 勤務間インターバル制度の導入物	犬沢
------------------------------	----

						(単位:%)
	企業規模・年	全企業1)	導入している	1企業平均間隔時間 ²⁾ (時間、分)	導入を予定又は 検討している	導入予定はなく、 検討もしていない
~	令和5年調査計	100.0	6. 0	10:20	11.8	81. 5
	1,000人以上 300~999人	100. 0 100. 0	17. 6 8. 3	10:07	23. 2 17. 4	74. 3
	100~299人 30~ 99人	100. 0 100. 0	6. 1 5. 4	10:15 10:26	13. 6 10. 3	79. 0 83. 6
4	令和4年調査計	100.0	5. 8	10:22	12. 7	80. 4

注:1) 「全企業」には、「勤務間インターバル制度の導入状況」が「不明」の企業を含む。

資料:厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」

^{2) 「1}企業平均間隔時間」は、各企業で定められている実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている間隔の時間で、各企業で複数ある場合は最も短い間隔の時間での平均である。

図表 2-1-17 勤務間インターバル制度	を導入しない理由
-----------------------	----------

		導入予定はなく、検討もしていない理由 (複数回答)						
企業規模・年	導入予定はなく、 検討もしていない企業 ¹⁾	夜間も含め、常時顧客や 取引相手の対応が必要な ため	人員不足や仕事量が多い ことから、当該制度を導 入すると業務に支障が生 じるため	当該制度を導入すると労 働時間管理が煩雑になる ため				
令和5年調査計 1,000人以上 300~999人 100~299人 30~ 99人	[81. 5] 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	[7.8] 9.6 17.5 12.2 14.0 8.0	[8.9] 10.9 22.2 14.9 12.3 10.0	[5.1] 6.2 25.4 14.8 9.0 4.3				
令和4年調査計	[80. 4] 100. 0	[7.1] 8.8	[8.0] 9.9	[6.8] 8.5				
	I		(単位:%)					
		色はなく、検討もしていない理	<u> </u>	-				
企業規模・年	(税) 超過勤務の機会が少な く、当該制度を導入 する必要性を感じないた め	数回答) 当該制度は知っている 中でのその他の理由	当該制度を知らな かったため	_				
令和5年調査計	[42. 3] 51. 9	[5.1] 6.3	[19.2] 23.5	-				
1,000人以上 300~999人 100~299人 30~ 99人	40. 8 49. 5 52. 4 52. 2	12. 9 14. 3 9. 1 4. 7	4. 7 11. 2 16. 2 27. 1					
令和4年調査計	[43. 0] 53. 5	[6.5] 8.0	[17.1] 21.3					

資料:厚生労働省「令和5年就労条件総合調査」

(4) 治療と仕事の両立

(こころの不調を抱えた場合、他の疾病よりも比較的高い割合で復職を断念している)

前章第3節では、精神及び行動の障害は、様々な傷病や疾患のなかでも、働く人に比較的長期間の休業を余儀なくさせる原因となっていることを述べた。独立行政法人労働政策研究・研修機構が2013(平成25)年に行った調査*10では、過去3年間における病気休職制度の新規利用労働者数に占める退職者数の割合をみると、平均値は37.8%であったのに対し、メンタルヘルスの不調の場合は42.3%であった。こころの不調を抱えた場合、比較的長期間の休業を余儀なくさせるだけでなく、休業・休職の結果、他の疾病よりも比較的高い割合で復職を断念しているという厳しい現実がうかがえる。

こうしたことから、治療を受けながら仕事を継続できる環境は、こころの不調を抱える人にとってとりわけ重要なものであるといえるが、厚生労働省「令和4年労働安全衛生調査(実態調査)」によると、傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた労働者が治療と仕事を両立できる取組み(下表参照)を行っている事業所の割合は58.8%にとどまっており、事業所規模が小さいほど、その割合も小さい(図表2-1-18)。

^{*10} 独立行政法人労働政策研究・研修機構「メンタルヘルス、私傷病などの治療と職業生活の両立支援に関する調査」(2013 (平成25)年)。

図表 2-1-18 治療と仕事の両立に関する取組みの有無、取組み内容別事業所割合

区	分	事業所計 1)	治療と仕事を同うな取組がある	可立できるよ う ²⁾³⁾	通等合處検なの事整の大大では、の本況を置柔時、の本、計労設内をでいる。	治療と仕事: 相談窓口等 の明確化	を 両関の 以制制 間	両立支援に関する体制	(複数回答) 働監対啓等 ・ 者る(・ 一部で ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一 ・ 一	その他の取組	治療と仕事 を両立でき るような取 組がない
	R1	100.0	58. 8	(100. 0)	(86. 4)	(34. 4)	(35. 9)	(18. 5)	(14. 6)	(1.5)	34. 3
	所規 模) 人以上	100. 0	97. 2	(100.0)	(92. 8)	(67.4)	(70.7)	(63.8)	(30. 4)	(1.8)	1. 6
500	~ 999人	100. 0	89. 7	(100.0)	(87.6)	(59.2)	(65.0)	(60.3)	(27.5)	(2.7)	9.4
	~ 499人	100.0	85. 9	(100.0)	(92.7)	(50.5)	(46.3)	(40.8)	(21.8)	(0.8)	10.0
	~ 299人 ~ 99人	100. 0 100. 0	78. 7 65. 8	(100. 0) (100. 0)	(86.5) (84.5)	(47. 8) (37. 0)	(45. 3) (40. 1)	(35. 7) (23. 0)	(22. 5) (12. 2)	(0.6) (0.9)	18. 2 29. 6
30		100.0	62. 6	(100.0)	(90.7)	(39.3)	(39.6)	(19.4)	(17.7)	(1.0)	30. 3
	~ 29人	100.0	55. 4	(100. 0)	(85.6)	(31.2)	(33.1)	(15.2)	(13.2)	(1.8)	37. 2
和3年	合計	100.0	41. 1	(100. 0)	(91.1)	(32. 1)	(36. 0)	(18.9)	(14.6)	(2.6)	56. 5
2) 3)	「事業所計 令和3年の ()は、「)「治療と仕事	と仕事を両立で を両立できるよ 両立できるよう	うな取組があ	ある」には、治	療と仕事を両	立できるような	な取組内容不明 なよれ取組内	が含まれる。	合である	

(厚生労働省では、治療と仕事の両立支援を推進する様々な取組みを行っている)

厚生労働省は、疾患を抱えながら働きたいと希望する労働者が、安心・安全に就業を継続でき、かつ、事業者の継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上につながるよう、2016(平成28)年2月に「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を作成したほか、治療しながら働く人を支援する情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」の開設や、患者や家族と医療側(医師・医療ソーシャルワーカーなど)、そして企業側(産業医・衛生管理者・人事労務担当者など)の3者間の情報共有を担う両立支援コーディネーターの養成など、治療と仕事の両立支援を推進する様々な取組みを行っている(図表2-1-19)。



(厚生労働省では、両立支援コーディネーターの養成を図っている)

両立支援コーディネーターとは、治療と仕事の両立に向けて、支援対象者、主治医、会社・産業医などのコミュニケーションが円滑に行われるよう支援する者とされている(図表2-1-20)。

支援対象者が治療と仕事を両立できるよう、それぞれの立場に応じた支援の実施や、両立支援に関わる関係者との調整を行うことがその役割として求められており、厚生労働省では、独立行政法人労働者健康安全機構が実施する研修事業に対して補助を行うことにより、両立支援コーディネーターの養成を図っている。2022(令和4)年度までに、全国で1万7,000人余りが受講*11しており、関係者の連携を支える一員として活動している。

図表 2-1-20 両立支援コーディネーター



(5) 仕事と家庭生活の両立支援

前章第1節でみたように、壮年期・中年期を中心として子育てや介護といったライフイベントの当事者となる人は、こうしたライフイベントに関連する悩みやストレスを抱えがちである。仕事と家庭生活を両立させるための支援策は、そのようなライフイベントの当事者のこころの不調を防ぐという観点からも重要であるといえる。

① 仕事と育児・介護の両立

(育児・介護休業法の履行確保の取組みを進めている)

男女ともに仕事と育児を両立できる環境を整備するため、「育児休業、介護休業等育児 又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号。以下「育児・介 護休業法」という。)において、育児休業を始めとする両立支援制度を規定している。

また、要介護者の家族は、とりわけ働き盛り世代で、企業の中核を担う労働者であるこ

^{*11} 受講者の職種内訳は、企業の労務担当者や看護師、保健師、医療ソーシャルワーカー、キャリアコンサルタントなどとなっている。

とが多く、企業において管理職として活躍する人や豊富な技能や経験をもつ人も少なくな い。そうしたなかで、介護は、突発的に問題が発生する場合もあることや、介護を行う期 間なども多種多様であることから、仕事と介護の両立が困難となることも考えられる。

このため、厚生労働省では、育児・介護休業法に定められた介護休業制度などの周知徹 底を図るとともに、企業に対しては、介護離職を防止するため、仕事と介護の両立支援の 取組みを進めるよう促している。

② ひとり親家庭等への支援

(ひとり親家庭の様々な困難に対応する支援の施策を総合的に実施している)

また、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うひとり親家庭については、 住居、収入、こどもの養育等の様々な困難に対応するため、「母子及び父子並びに寡婦福 祉法」(昭和39年法律第129号)等に基づき、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、 「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により自立支援の施策を推進している(図 表 2-1-21)。

図表 2-1-21 ひとり親家庭等の自立支援策の体系

子育で・生活支援

- 〇母子・父子自立支援員に よる相談支援
- 〇ヘルパー派遣、保育所等 の優先入所
- 〇こどもの生活・学習支援事 業等によるこどもへの支援
- 〇母子生活支援施設の機能 拡充 など

就業支援

- 〇母子・父子自立支援プログ ラムの策定やハローワーク 等との連携による就業支 援の推進
- 〇母子家庭等就業・自立支 援センター事業の推進 〇能力開発等のための給付

金の支給

養育費確保支援

- 〇養育費等相談支援セン ター事業の推進
- 〇母子家庭等就業·自立支 援センター等における養育 費相談の推進
- O「養育費の手引き」やリー フレットの配布 など

経済的支援

- 〇児童扶養手当の支給
- 〇母子父子寡婦福祉資金の 貸付

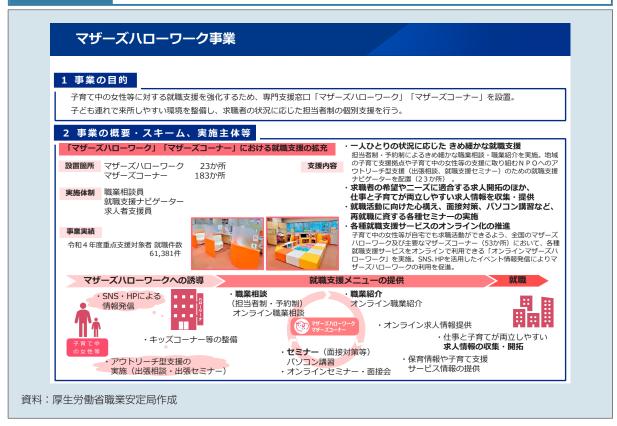
就職のための技能習得や 児童の修学など12種類の 福祉資金を貸付

資料: こども家庭庁作成

このうち就業支援については、こども連れでも利用しやすい環境のもとできめ細かな就 職支援を行う国の施設として、マザーズハローワークやマザーズコーナーを整備してお り、専属スタッフによる就職活動のサポートにより、子育てと両立しやすい求人の紹介な どを行っているほか、自宅からでも求職活動ができるようオンラインサービス提供に向け た整備も進めている(図表2-1-22)。

など

図表 2-1-22 マザーズハローワーク事業



(6) フリーランスの就業環境の整備

フリーランスとして働く人が安心して働ける環境をつくることは、多様な働き方を選択できる社会を実現する上で重要である。

(発注者がフリーランスに対するハラスメント対策を講じることなどが法制化された)

フリーランスが受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランス・事業者間取引適正化等法)」(令和5年法律第25号)が2023(令和5)年4月に成立し、5月に公布された(公布後1年6ヶ月以内に施行することとされており、2024(令和6)年秋頃施行予定)。

同法により、個人で働くフリーランス*12に業務委託を行う発注事業者に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、給付を受領した日から原則60日以内での報酬支払、ハラスメント対策のための体制整備等が義務づけられることとなる。取引の適正化に関する規定は公正取引委員会と中小企業庁が、ハラスメント対策等の就業環境の整備に関する規定は厚生労働省が、それぞれ執行を担う。

フリーランスに業務委託を行う発注事業者は、ハラスメント行為*¹³によりフリーランスの就業環境を害することのないように、相談対応のための体制整備などを講じなければならないこととされた。また、受託者であるフリーランスがハラスメントに関する相談を行ったこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならないことも明記された。

^{*12} ここでは便宜上、「フリーランス」と表現しているが、法の対象となる者は、同法第2条において「特定受託事業者」として定義されており、具体的には、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。

^{*13} セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント、パワーハラスメント。

発注事業者が講ずるべきハラスメント対策のための措置の具体的な内容は、①ハラスメントを行ってはならない旨の方針等の明確化とその周知・啓発、②フリーランスからの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応等を想定しており、同法の施行に向けて、現在、政省令や指針等の内容の検討を進めている。

(「フリーランス・トラブル110番」で、相談対応等を行っている)

フリーランス向けの相談体制としては、フリーランスが発注者等との間のハラスメント や契約等のトラブル等について相談できる相談窓口を設置しており、本相談窓口におい て、フリーランスへの相談対応や紛争解決の援助等を行っている(図表2-1-23)。

図表 2-1-23 フリーランスからの相談 (フリーランス・トラブル 110番)



第2節 社会全体を捉えた取組み

1 デジタル化とこれらに伴う孤独・孤立の深刻化のなかで

(1) 孤独・孤立対策と自殺対策

① 孤独・孤立対策

(孤独・孤立に関する施策を総合的に推進するための孤独・孤立対策推進法が成立した)

前章第1節でみたように、孤独・孤立は人生のあらゆる段階において何人にも生じうるものであり、また、孤独・孤立の状態は社会との関係のなかで生まれる「関係性の貧困」ともいえる、こころの健康に深刻な影響を及ぼしうるものである。さらに、ライフステージの後期における高齢期・老年期にかけての孤独は、心身の機能低下などと相まって、生活不活発病といわれる様々な症状につながるおそれもある。

こうしたなかで、「孤独・孤立対策推進法」(令和5年法律第45号)が、2023(令和5)年5月に成立し、2024(令和6)年4月に施行された。同法は、国と地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国と地方の推進体制等について定めている*14(図表2-2-1)。

政府においては、同法に基づき、2024(令和6)年6月に、孤独・孤立対策に関する施策についての基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」(以下「孤独・孤立対策重点計画」という。)を決定した(図表2-2-2)。

^{*14 2024 (}令和6) 年4月1日、孤独・孤立対策推進法の施行に伴い、孤独・孤立対策の推進に関する事務は内閣官房から内閣府に移 管された。

図表 2-2-1 孤独・孤立対策推進法の概要

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策(孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組)について、次の事項を基本理会として定める。

- ① <u>孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るもの</u>であり、<u>社会のあらゆる分野</u>において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び 社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

- ・孤独・孤立対策の重点計画の作成
- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援(当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援)の推進
- ・関係者(国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等)の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

- ・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部(重点計画の作成等)を置く。
- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

施行期日 令和6年4月1日

資料:内閣府作成

(予防的観点から施策を推進し、当事者のニーズ等に合わせた切れ目ない相談支援を行う)

孤独・孤立対策重点計画においては、特に重点を置いて取り組むべき事項として、孤独・孤立の問題やそれらから生じ得る更なる問題に至らないようにする「予防」を目指した取組みを強化することとしている。こうした観点から、人と人との「つながり」を、それぞれの選択のもとで、緩やかに築けるような社会環境づくり及び孤独・孤立の当事者、家族等が支援を求める声を上げやすく、周囲の方が気づきや対処をできるための環境整備を推進することとしている。

図表 2-2-2 孤独・孤立対策の重点計画(概要)

孤独・孤立対策重点計画 (基本理念・基本方針・特に重点を置いて取り組むべき事項)

孤独・孤立対策の基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
- (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進
 - 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」 「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の基本方針

(1)孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会 (3)見守り・交流の場や居場所を確保し とする

- ①孤独・孤立の実態把握
- ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情 報発信
- ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

①相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等) ②人材育成等の支援

孤独・孤立対策重点計画 (令和6年6月11日 孤独・孤立対策推進本部決定) https://www.cao.go.ip/kodoku koritsu/torikumi/iut

人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ①居場所の確保
- ②アウトリーチ型支援体制の構築
- ③人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野 横断的な連携の促進
- ④地域における包括的支援体制等の推進

(4)孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支 援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援 ②NPO等との対話の推進
- ③連携の基盤となるプラットフォームの形成 ④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

特に重点を置いて取り組むべき事項

- ① 地方公共団体及びNPO等への支援(地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの立ち上げに係る伴走支援等)
- ② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化(孤独・孤立対策強化月間等の広報、つながりサポーターの養成等)
- ③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

資料:内閣府作成

白殺対策

(政府は、2022(令和4)年10月、第4次「自殺総合対策大綱」を閣議決定した)

前章第3節でみたように、我が国の自殺者数は、近年、再び増加の兆しがみられる。特 に、2022(令和4)年の小中高生の自殺者数は過去最多となるなど、こども・若者の自 殺について深刻な状況となっている。

こども・若者の自殺対策については、本章前節で「こどもの自殺対策緊急強化プラン」 などについてみたが、政府は、自殺対策基本法に基づき定めている自殺総合対策大綱につ いて、我が国の自殺の実態を踏まえた見直しを行い、2022(令和4)年10月、第4次 「自殺総合対策大綱~誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して~」を閣 議決定した。見直し後の大綱では、子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化、女性 に対する支援の強化、地域自殺対策の取組み強化などが盛り込まれている(図表 2-2-3)。

また、同大綱においては、自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほ か、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観 などが複雑に関係しており、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・ 経済的な視点を含む包括的な取組みが重要であるとされている。

「自殺総合対策大綱」のポイント



- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。 (平成18年:32,155人-令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、<u>女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準</u>となっていることから、<u>今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける</u>。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ➤ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やブッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

▶ 妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。
- ■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携
- ■自殺未遂者支援■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイルティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

資料:厚生労働省社会・援護局作成

(2) 薬物対策

① 薬物乱用防止五か年戦略

(新たな戦略では、大麻の乱用拡大やサイバー空間の悪用などが新たな脅威とされている) 政府は、1998(平成10)年5月に「薬物乱用防止五か年戦略」を策定して以降、その 時々の薬物情勢に即して4度の改訂を行ってきたが、2023(令和5)年8月、5度目の改 訂を行い、第六次薬物乱用防止五か年戦略(以下「第六次戦略」という。)を新たに策定 した(図表2-2-4)。

第六次戦略において、我が国における新たな脅威として注目されたのは、大麻の乱用拡大、サイバー空間の悪用、密輸形態の変化である。

前章でみたように、近年、大麻事犯が顕著な増加傾向を示しており、今まさに大麻乱用期の渦中にあるといえ、大麻に特化した施策が急務となっている。また、第六次戦略では、サイバー空間における薬物密売市場の拡大及び供給・入手手段の巧妙化を新たな脅威と捉え、対策の重要性を強調している。

こうした認識のもと、第六次戦略では、青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止など5つの戦略目標を設定し、若年層の使用割合の高さの背景にある、インターネット等における「大麻には有害性がない」等の誤情報の流布などの影響を踏まえたより一層の啓発活動の強化のほか、急速な広がりをみせるインターネット上のサイバー空間を悪用した薬物の密輸、密売など、国民の誰もがインターネット端末1つで、違法薬物の購入のみならず、薬物密輸に関与し、薬物犯罪の当事

者になりうる深刻な状況に対応した捜査技術・手法の高度化、体制強化などに取り組むこ ととしている。



② 法改正による対応

(法改正により、大麻の使用の禁止が法制化された)

大麻事犯の急激な増加については、規制の在り方についてもその見直しの契機となった。大麻の所持で検挙された者への調査結果によると、大麻の使用が禁止されていないことを知っていた割合が7~8割台と、多くは大麻の使用罪がないことを認識した上で使用していることが明らかとなったことなどがその背景にある。使用罪がないことが、使用してもよいという誤った認識を助長し、使用のハードルを下げている実態を踏まえ、使用の罪に当たる「施用罪」を適用することで、若年層を中心とした大麻事犯の更なる拡大の歯止めにつなげるため、こうした内容などを盛り込んだ「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案」を第212回臨時国会に提出し、2023(令和5)年12月に可決・成立した(図表2-2-5)。

図表 2-2-5 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の概要

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の概要 (令和5年12月6日成立・13日公布)

改正の趣旨

大麻草の医療や産業における適正な利用を図るとともに、その濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため、①大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備、②大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備、③大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

- 1. 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とするための規定の整備 [大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法]
- 大麻から製造された医薬品の施用等を禁止する規定を削除するとともに、大麻等を麻向法における「麻薬」と位置づけることで、 大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする。
 - (※) 「大麻等」: 大麻及びその有害成分であるTHC (テトラヒドロカンナビノール: 幻覚等の精神作用を示す麻薬として規制すべき成分)

「麻向法」: 麻薬及び向精神薬取締法 「施用」: 医薬品である麻薬を身体に投与・服用すること。

- 2. 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備 【大麻取締法、麻薬及び向精神薬取締法】
- ① 大麻等の不正な施用についても、他の規制薬物と同様に、麻向法における「麻薬」として禁止規定及び罰則(施用罪)を適用する。 (※)大麻の不正な所持、譲渡、譲受、輸入等についても、麻向法における規制・罰則を適用(現行は大麻取締法で同様の規制有)
- ② 保健衛生上の危害発生防止のため、大麻草由来製品に微量に残留するTHCの残留限度値を設けることとする。また、大麻草由来の成分のうち、化学的変化により容易に麻薬を生じ得る一部の成分について麻薬とみなすこととする。
- 3. 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備 【大麻取締法】 (※) 大麻取締法の名称を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改正
- ① 大麻草採取栽培者の免許を区分し、大麻草の製品の原材料として栽培する場合を第一種大麻草採取栽培者免許(都道府県知事の免許)に、医薬品の原料として栽培する場合を第二種大麻草採取栽培者免許(厚生労働大臣の免許)とする。
- ② 第一種大麻草採取栽培者について、THCが基準値以下の大麻草から採取した種子等を利用して栽培しなければならないこととするなど、所要の規制を設ける。
 - (※) 大麻草採取栽培者が成分の抽出等の大麻草の加工を行う場合や、発芽可能な大麻草の種子の輸入を行う場合に、厚生労働大臣の許可を要することとする等の規制を設ける。
- ③ 大麻草の研究栽培を行う場合は、大麻草研究栽培者免許(厚生労働大臣の免許)を要することとする。

等

施行期日

公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日(3.①及び②は、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日)

資料:厚生労働省医薬局作成

(若者に対する一般用医薬品の販売規制についても法改正を目指している)

また、一般用医薬品の過量服薬(オーバードーズ)についても、近年、精神科で薬物依存症の治療を受けた10代患者において一般用医薬品を「主たる薬物」とする患者の割合が増加していることなどを踏まえ、2024(令和6)年1月、厚生労働省の検討会は、20歳未満には大容量の製品や複数の販売は認めず、小容量の製品1個だけに限り、購入方法についても、対面または映像と音声によるオンライン購入とするなど、乱用を防ぐための販売制度の案について取りまとめた。今後は、厚生労働大臣の諮問機関において審議を行った上で、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)の改正を目指すこととしている。

2 共生社会の実現に向けた取組み

前章第1節では、障害のある人が相対する社会的障壁について取り上げた。対人関係や 社会との関係に伴う心理的、社会的ストレスは誰もが抱えうるが、とりわけ障害のある人 にとっては、相対するこうしたストレス要因が社会的障壁に該当する場合もあることにつ いて指摘した。

障害の有無などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の構成員として安心して暮らして いくためには、どのような取組みが必要なのだろうか。

ここではまず、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)に基づく合理的配慮について触れた上で、高

齢者の介護予防や健康づくりのための地域づくりとして厚生労働省が推進してきた地域包括ケアシステムを活用し、精神障害のある人などが、安心して自分らしく地域で生活していくための仕組みとして、その構築を目指す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について紹介する。さらに、障害のある人が自立した職業生活をおくるための障害者就業・生活支援センターの役割についても取り上げる。

① 改正障害者差別解消法の施行

(2024 (令和6) 年4月から、合理的配慮の提供が義務づけられた)

障害者差別解消法は、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016(平成28)年4月に施行された。

同法は、障害者権利条約の理念である障害の「社会モデル」の考え方を踏まえている。 これは、障害者が日常生活や社会生活で受ける様々な制限は、心身の機能の障害のみに起 因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものという 考え方である。

こうした考え方を踏まえ、同法は、事業者に対し、不当な差別的取扱いの禁止のほか、合理的配慮の提供に関する努力義務を設けており、2021(令和3)年6月には、事業者に対し合理的配慮の提供を義務づけること等を内容とする改正障害者差別解消法が公布され、2024(令和6)年4月1日から施行されている(図表2-2-6)。

合理的配慮*15 は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものとされている。また、合理的配慮は、行政機関等や事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、

- ・必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ・障害がない人との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ・事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

に留意する必要がある。合理的配慮の提供に当たっては、これらの点に留意した上で、障害のある人が現に置かれている現状を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段や方法について、本人の意向を尊重しつつ、「過重な負担」の要素等も考慮し*16、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされる必要がある。

^{*15} 合理的配慮については、内閣府「令和4年度障害者施策の概況(令和5年版障害者白書)」(令和5年6月)第1章第1節を参考に記述した。

^{*16 「}過重な負担」については、行政機関等や事業者において、個別の事案ごとに、事務・事業への影響の程度、実現可能性の程度、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況といった要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要とされている。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

- 〇 政府は、障害者差別解消法の施行(2016年4月)3年経過後において、事業者による合理的配慮の在り方その他の施行 状況について検討し、所要の見直しを行うとの規定(附則第7条)を踏まえ、内閣府の障害者政策委員会における議論や団 体ヒアリング等を通じて、検討を実施。
- 障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理 的な配慮をすることを義務付けるとともに、国・地方公共団体相互の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消 するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 事業者による合理的配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、 現行の努力義務から義務へと改める。 【合理的配慮の例】

- 障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から 何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除く ために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。
- ※「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる ような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

段差がある場合に、 スロープなどで補助する 意思を伝え合うために絵や写真の カードやタブレット端末などを使う





2. 事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴う対応

(1)国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割 分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

(2)障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- ウ 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日:2024年4月1日

資料:内閣府作成

コラム 日常生活における機能制限とこころの健康

第1章でみてきたように、過大なストレス はこころの健康に影響を及ぼす。ストレス要 因には様々なものがあるが、その一つに、障 害などに起因する日常生活の困難さがあげら れるだろう。実際、米国疾病対策予防セン ター(CDC)による調査によると、米国に おいて、障害のある人は、障害のない人に比 べて、メンタルヘルスが悪化する頻度が4.6 倍高いとの結果となっている(Cree etal, 2020)。

我が国においては、データの制約などか ら、こうした点に着目した分析は少ない。そ こで本コラムでは、『国民生活基礎調査』の 調査票を特別集計し、日常生活における機能 制限とこころの健康の関係について確認す る*1。

「日常生活における機能制限」とは

『国民生活基礎調査』では、2022(令和 4) 年調査から、日常生活における6つの機 能(視覚、聴覚、歩行、認知、セルフケア、 コミュニケーション)について、「苦労はあ りません」「多少苦労します」「とても苦労し ます」「全く出来ません」から一つを選ぶ、 という項目を追加している。以下では、『国 民生活基礎調査』の概況と同様、「とても苦 労します」「全く出来ません」のいずれかを 選択した場合を「機能制限がある」とし、そ の特徴を分析する。

「機能制限のある者」の特徴

表1に、機能制限の有無別に、基本的な属 性をまとめた。全体に対する比率をみると、 約12%が何らかの機能制限を抱えているこ

*1 本コラムにおける集計・分析は、厚生労働省「EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム」において行った。

とがわかる。また平均年齢をみると、機能制限がない者は51歳、ある者は66歳となっており、後者の方が15歳程高い。機能制限は加齢に伴って顕現化しやすく、高齢化の進展に伴って、社会全体における比率はさらに上昇する可能性が高いことを示唆する。

表1:機能制限がある者の特徴

	機能制限無し							
	PRC/MIC		視覚	聴覚	歩行	認知	セルフケア	コミュニ ケーション
観測数	412, 767	56, 721	19, 713	17, 548	34, 249	21, 219	17, 441	17,000
全体に対する比率	87.9%	12.1%	4. 2%	3.7%	7.3%	4.5%	3.7%	3.6%
年齢	51.0	66.0	59. 0	63.04	68. 9	62.0	61.5	55. 8
K6	2.6	5. 6	5. 2	4. 2	5. 2	6. 1	5.3	5. 8
性別 (男性=1)	49%	46%	48%	48%	41%	46%	45%	50%
学歴(大卒=1)	26%	14%	20%	14%	11%	14%	14%	15%
就業状態(有業=1)	64%	37%	50%	41%	30%	38%	36%	44%
配偶者(有=1)	58%	53%	54%	50%	51%	47%	47%	44%
通院=1	45%	74%	62%	63%	78%	66%	65%	59%
うち精神疾患=1	5%	7%	6%	4%	4%	9%	7%	11%
健康状態不良=1	9%	45%	36%	31%	53%	40%	43%	34%
日常生活の悩み (有=1)	44%	67%	64%	56%	67%	63%	62%	61%
うち相談相手無し=1	6%	8%	9%	7%	6%	8%	6%	9%
健康診断(受診=1)	73%	56%	62%	58%	52%	53%	50%	55%
健康に関する取組 (何もしていない=1)	12%	14%	16%	15%	14%	18%	18%	19%

次に、うつ病・不安の点数(K6、第1章注20を参照)を機能制限の有無別にみると、機能制限のある者は、ない者に比べ1.5~3.5ポイントほど高い。また、その他の健康に関する項目についても確認すると、①精神疾患の有病率が高い、②健康状態が不良である比率が高い、③日常生活で悩みやストレスがある比率が高い、④悩みを相談できる相手がいない比率が高い、⑤健康診断の受診率が低い、⑥健康のための事柄を何もしていない比率が高い、などの傾向がある。さらに、機能制限の種類別にみると、こうした傾向は、特に認知とコミュニケーションにおいて顕著であることがわかる。

もっとも、年齢などの属性が異なるため、 機能制限の有無がどの程度K6の点数に影響 を与えているのかは明らかでない。そこで、 傾向スコアマッチングを用いて属性を調整 し、機能制限がK6に与える影響を分析する*2。

傾向スコアマッチングを用いた検証

表2は、機能制限があることを処置とする 傾向スコアマッチングを行った上で、K6を 被説明変数とする回帰分析を行った結果であ る*3。説明変数には、年齢や就業状態などの ほか、抱えている傷病、一般的な健康状態な どの情報を用いている。結果をみると、健康 状態や年齢を調整した上でも、機能制限があ る場合、K6が有意に高い。また図は、処置 を視覚や聴覚など個別の機能制限とした上 で、同様のモデルを推定した結果である。結 果をみると、特にコミュニケーションや認知 に機能制限を抱えている場合、よりK6が高 いことがわかる。この結果は、傷病の有無な ど健康状態にかかわらず、機能制限を抱える 人々に対するメンタル面でのケアが重要であ る可能性を示唆している。

また、回帰モデルにおける他の変数に着目すると*4、悩みやストレスに関する相談相手がいない場合や、健康のための取組みを行っていない場合に、K6は高いことなどがわかる。

表2:傾向スコアマッチングによる分析結果

	係数	標準誤差
機能制限(有=1)	1.21	0.0351 ***
年齢	-0.03	0.0013 ***
性別 (男性=1)	-0.26	0.0371 ***
就業状態 (仕事有=1)	-0.29	0.0442 ***
配偶者(有=1)	-0.41	0.0359 ***
健康意識:まあ良い	0.90	0.0856 ***
普通	1.62	0.0735 ***
あまりよくない	3.49	0.0794 ***
悪い	6.05	0.0984 ***
悩み・ストレス有 & 相談相手有り	3.14	0.0392 ***
悩み・ストレス有 & 相談相手無し	6.00	0.0810 ***
健康診断 (受診=1)	-0.14	0.0362 ***
健康に関する取組(何もしていない=1)	0.66	0.0506 ***
その他の傷病		v
学歴		v
観測数	64	,559
修正R2	0.	344

注:***は1%水準で有意にゼロと異なることを示す。

分析結果からわかること

厚生労働省では、各種の相談窓口の設置や 食生活の改善や運動の重要性に関する情報発 信なども含め、健康増進に向けた様々な取組 みを推進しているが、こうした取組みは、身

^{*2} 傾向スコアマッチングの詳細については、例えば高橋将宣『統計的因果推論の理論と実装』(2022、共立出版)などを参照。

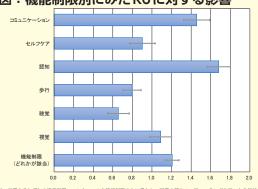
^{*3} 傾向スコアは、表2の回帰モデルと同じ共変量を用い、ロジスティック回帰で推定。マッチング方法は最近隣法。バランシングの結果は省略するが、各共変量の標準化平均差の絶対値は0.1以下の範囲に収まっている。

^{*4} 処置変数以外については調整を行っていないため、結果の解釈には留意が必要である。

体的な健康の改善のみならず、こころの健康 の維持にも有益である可能性がある。

高齢化の進展により、日常生活における機能制限のリスクが高い高齢者の増加が見込まれるなか、人々がこころの健康を維持しながら安心して暮らしていくことができる社会を実現するためにも、こうした取組みは引き続き重要であるといえるだろう。

図:機能制限別にみたK6に対する影響



(参考文献)

Cree RA, Okoro CA, Zack MM, Carbone E. "Frequent Mental Distress Among Adults, by Disability Status, Disability Type, and Selected Characteristics — United States 2018." MMWR Morb Mortal Wkly Rep, 2020; 69 (36): 1238-1243.

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

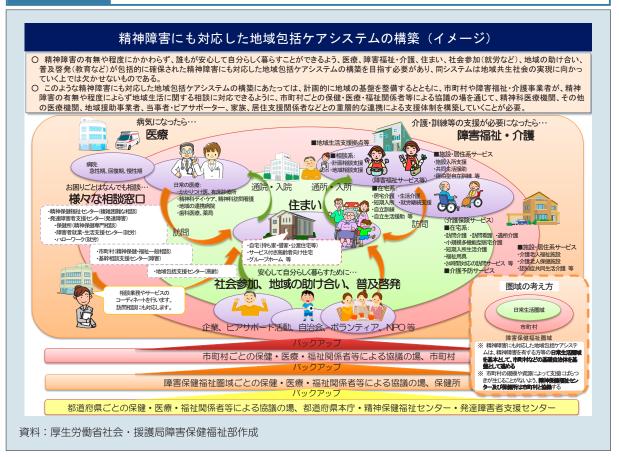
(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは、地域共生社会を実現する仕組みである) 近年の我が国の地域精神保健医療福祉は、「入院医療中心から地域生活中心」という政 策理念のもとで様々な施策を行ってきた。こうしたなかで精神障害の有無や程度にかかわ らず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを進める必要性が高まっ ている。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、こうした必要性を踏まえ、精神障害のある人の地域移行を、地域において具体的な政策手段により一層実現し、精神障害のある人が安心して、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるような方策を検討するための新しい基軸として、厚生労働省の検討会*17において示された考え方である(図表2-2-7)。

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、従来から構築されてきた地域包括ケアシステムを活用し、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保された支援体制である。同システムは、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会、すなわち地域共生社会を実現するために必要な「システム」、「仕組み」である。

^{*17「}これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」。

図表 2-2-7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)



(今後、都道府県と市町村が策定する各計画を活用して実現を図っていく)

また、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進に係る取組みに資することを目的として、2020(令和2)年3月より「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」を設置し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の基本的な考え方の整理や、重層的な連携による支援体制の構築等について報告書が取りまとめられた。また、2022(令和4)年6月には「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」において、精神保健に関する市町村等における相談支援体制の整備等について報告書が取りまとめられ、2022(令和4)年12月には精神保健に関する相談支援体制の整備に関する事項の改正を含む障害者総合支援法等の一部改正法が成立し、2024(令和6)年4月から施行された。

また、厚生労働省では、これらの報告書に基づき、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進する観点から、都道府県等が策定する2024(令和6)年度からの第7期障害福祉計画や第8次医療計画の策定に当たっての基本的な方針を示した指針等について、2023(令和5)年度に所要の改正を行った。これらの指針等を踏まえ、都道府県と市町村が、地域の実情を踏まえつつ、各計画を策定したところであり、今後、各計画を活用して実現を図っていくこととしている。

コラム 精神保健福祉法の歩み

はじめに

今日の精神保健福祉法は、明治期以降、 様々な変遷を経てきた。戦後を中心としてそ の歩みをみてみよう。

1 精神衛生法の制定

第2次世界大戦前は精神病者看護法と精神病院法があったものが、戦後、精神衛生法に統一された。昭和25年に公布された精神衛生法の主な内容は次のとおりである。

- ・精神病院の設置を都道府県に義務づけたこと、また、都道府県知事は指定病院を指定 するとしたこと
- ・一般人からの診察及び保護の申請、警察 官、検察官、矯正保護施設の長の通報制度 を設けたこと
- ・保護義務者の制度を設けたこと
- ・自傷他害のおそれのある精神障害者の「措置入院」の制度を設け、その費用は公費で 負担することとしたこと

2 昭和29年の改正

昭和29年、覚せい剤の慢性中毒者で精神 障害者でないものを、精神衛生法の対象とす る法改正が行われた。

3 ライシャワー事件と昭和40年改正

昭和39年、ライシャワー事件(駐日アメリカ大使ライシャワーが統合失調症の少年に刺されて負傷した事件)が大きな社会問題となり、その影響もあり、昭和40年に法改正が行われた。その主な内容は、次のとおりである。

- ・保健所を地域における精神保健行政の第一線機関として位置づけ、精神衛生相談員を 配置できることとし、在宅精神障害者の訪問指導、相談事業を強化したこと
- ・保健所に対する技術指導援助などを行う都 道府県の精神保健に関する技術的中核機関 として、精神衛生センターを設けたこと

4 昭和62年改正と精神保健法の成立

昭和40年改正以後における精神保健福祉

行政は、精神医学の進歩等に伴い、「入院医療中心の治療体制から地域におけるケアを中心とする体制へ」という大きな流れを踏まえて展開されてきたが、特に入院患者をはじめとする精神障害者の人権擁護と適正な精神科医療の確保という観点から見直しを行うべきとの機運が生じた。

このため、昭和62年に次のような法改正 が行われた。

- ・国民の精神的健康の保持増進を図る観点から、法律の名称を精神保健法としたこと
- ・精神障害者本人の同意に基づく任意入院制 度が設けられたこと
- ・入院時等における書面による権利等の告知 制度が設けられたこと

5 精神保健法の平成5年改正

平成5年3月には、「国連障害者の10年」 を経て、内閣総理大臣を本部長とする障害者 対策推進本部(平成8年に障害者施策推進本 部と改称)において、今後の新たな取組みを 定めた「障害者対策に関する新長期計画」が 決定された。

こうした動きを踏まえ、精神障害者の社会 復帰の一層の促進を図るとともに、精神障害 者の人権に配慮した適正な医療及び保護を実 施する観点から、精神保健法の見直しが行わ れた。

その主な内容は次のとおりである。

- ・新たに「医療施設若しくは社会復帰施設の 設置者又は地域生活支援事業を行う者は、 その施設を運営し、又は事業を行うに当 たっては、精神障害者等の社会復帰の促進 を図るため、地域に即した創意と工夫を行 い、及び地域住民の理解と協力を得るよう に努めなければならない」とする規定が設 けられたこと
- ・「国、地方公共団体、医療施設又は社会復帰施設の設置者及び地域生活支援事業を行う者は、精神障害者の社会復帰の促進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない」とする規定が設けられたこと

・精神障害者地域生活援助事業(グループホーム)が法定化されるとともに、第2種社会福祉事業として位置づけられたこと

6 平成7年改正と精神保健福祉法の成立

平成5年12月に障害者基本法が成立し、 精神障害者が基本法の対象として明確に位置 づけられたこと等を踏まえ、これまでの保健 医療施策に加え、福祉施策の充実が求められ るようになった。

こうした背景により行われた平成7年改正により、法律の名称を変更するとともに、主に次の内容の改正を行った。

- ・精神障害者の社会復帰等のための保健福祉 施策の充実(法体系全体における福祉施策 の位置付けの強化、精神障害者保健福祉手 帳の制度の創設、社会復帰施設・事業の充 実)
- ・より良い精神医療の確保(精神保健指定医制度の充実、医療保護入院の際の告知義務 の徹底)

7 精神保健福祉法の平成11年改正

平成11年の法改正は、平成5年改正法の施行後の定着状況や精神保健福祉を取り巻く状況を勘案して改正された。主な内容は次のとおりである。

- ・精神障害者の人権に配慮した医療の確保に 関する事項(精神医療審査会の機能強化・ 精神保健指定医の役割等の強化)
- ・緊急に入院が必要となる精神障害者の移送 に関する事項
- ・保護者に関する事項
- ・精神障害者の保健福祉の充実に関する事項

8 障害者自立支援法の成立と精神保健福 祉法の改正 (平成17年)

本改正は、平成11年改正法附則第6条の施行後5年を目途とする見直し規定を契機としたものであり、「精神保健医療福祉改革ビジョン」及び「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」を踏まえ、障害者自立支援法による障害保健福祉施策全体の見直しとともに行ったものである。

その主な内容は次のとおりである。

- ・精神保健福祉法から障害者自立支援法に位置づけを変更することに伴う改正(通院医療に関する規定の削除、精神障害者居宅生活支援事業に関する規定の削除)
- ・精神保健福祉法固有の改正事項(「精神分 裂病」の「統合失調症」への呼称の変更、 地方精神保健福祉審議会の必置規制の見直 し)

9 障害者自立支援法等の改正と精神保健福祉法の平成22年改正

議員立法により、平成22年通常国会において「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立した。同法において、精神保健福祉法の改正も行われ、都道府県における精神科救急医療体制の確保に関する規定が設けられたほか、精神保健指定医の不足を踏まえ、精神保健指定医の公務員としての職務に係る義務規定が設けられた。

10 精神保健福祉法の平成25年改正

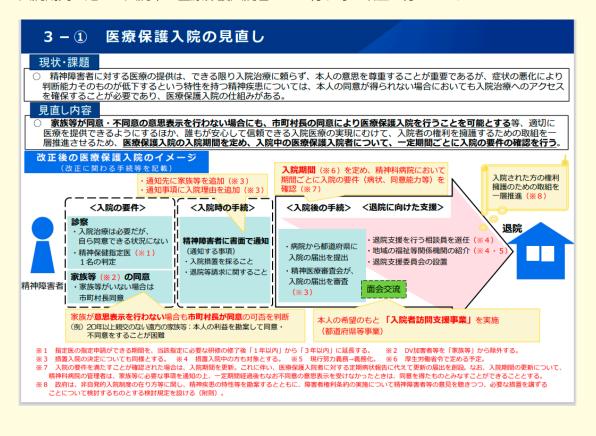
精神障害者の地域生活への移行を促進する ため、精神障害者の医療に関する指針(大臣 告示)の策定、保護者制度の廃止、医療保護 入院における入院手続等の見直し等が行われ た。

11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律に伴う精神保健福祉 法の令和4年改正

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等のために見直しが行われた。精神保健福祉法関係では、障害者等の地域生活の支援体制の充実とともに「精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備」として家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を

提供できるようにするほか、医療保護入院の 入院期間を定め、入院中の医療保護入院者に

ついて、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う等の改正が行われた。



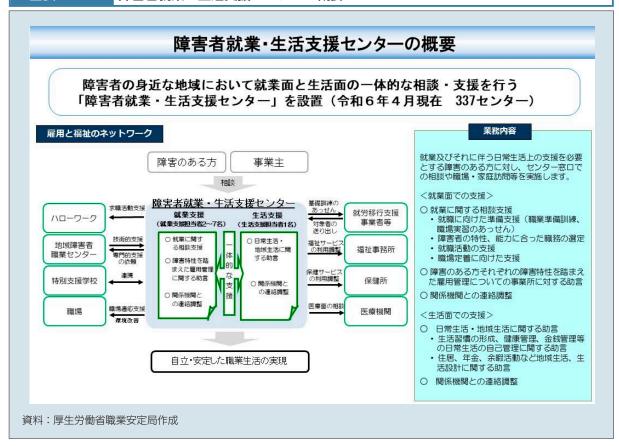
[参考] 4訂精神保健福祉法詳解

③ 障害者就業・生活支援センター

(障害者就業・生活支援センターは、身近な地域で就業面と生活面の一体的な支援を行う) 障害者就業・生活支援センターは、障害のある人の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、身近な地域において就業面と生活面における一体的な支援を行い、障害のある人の雇用の促進と安定を図ることを目的として、2002(平成14)年の障害者雇用促進法改正により創設された。2024(令和6)年4月現在、全国337箇所に設置されている(図表2-2-8)。

就職希望や在職中の障害のある人の抱える課題に応じて、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面と生活面の一体的な支援を行っており、支援対象障害者数(登録者数)は、2023(令和5)年3月末時点で約21万8,000人にのぼる。

図表 2-2-8 障害者就業・生活支援センターの概要



(就業に関する相談支援や採用面接などへの同行支援などを生活支援と一体的に提供する)

障害者就業・生活支援センターの具体的な支援内容は、センター窓口や職場・家庭への訪問等による障害のある人からの就業に関する相談支援(就労に向けての支援や職場定着のための支援等)の実施や、ハローワークや採用面接などへの同行支援など多岐にわたっている。こうした支援を、生活に関する支援と一体的に提供しながら、障害のある人が自立して安定した職業生活をおくることができることを目指している。また、事業主からの雇用管理に関する相談にも応じており、さらに、地域の雇用・福祉・医療などの関係機関との調整機能により、地域における障害のある人の就業支援を担う中核的な役割を果たしている。

ョラム 多面的なサポートで障害者の就労移行を支える (LITALICO ワークス赤羽)

障害のある方の就労支援サービスを手がけるLITALICOワークス赤羽で、利用者一人ひとりの「働きたい」という思いを支える取組みに出会った。

人はちがう。障害があっても、なくても。 株式会社LITALICOが運営する障害者就労

移行支援事業所であるLITALICOワークス赤

羽(以下「センター」)には、精神障害や発達障害などの障害のある方々が、民間企業などへの就職を目指して、日々通ってくる。

利用者は、スタッフの支援を受けながら、 自分に合った計画を立て、およそ1年をかけ てスキルアップのための講座の受講や、企業 での実習、そして就職活動に挑んでいく。

センターは、主治医や地域の福祉機関との

連携にも力を入れている。利用者が安心して 就活に取り組むためには、医療や福祉など多 面的な協力を得ながら、利用者の暮らしから 整えることが大切だと考えているからだ。個 の違いに応じて環境の側から整えていく。こ うした取組みで、2023年度の就労移行率は 77%となっている。



人はおなじ。障害があっても、なくても。

雇用先企業へのサポートも、センターの重要な役割だ。利用者の就職が決まると、企業担当者、利用者、スタッフの3者で入社前面談を行う。独自の「職場での合理的配慮ガイドブック」(※)を用いて、通勤や仕事内容、作業環境や対人関係などの項目ごとに、利用者の就職後に起こりうる「困りごと」を整理していく。この面談により、企業は、本人が自ら対処できる範囲を知り、また、会社として支援が必要な配慮事項にも前もって準備ができる。

「雇用してくださった企業の担当者様から、こうした取組みを『障害のない社員へのマネジメントにも活かしている』という嬉しいご報告をいただいたこともあります。」センター長の一宮さんは、そのように話す。

働く人に個々の事情があることは、何も特別なことではない。社員それぞれの事情にできるだけ配慮した職場づくりは、障害の有無にかかわらず、全ての働く人にとって働きやすい職場になるはずだ。

企業からは、本人に改善を求める際の伝え方について、悩みが寄せられることもある。 「伝えたら本人が傷つくのではないか。センターから伝えてもらえないか。」そんなとき は、センターの利用当時の記録を確認し、本人が受け取りやすいフィードバックの方法を助言したり、スタッフが同席する場で企業から本人に直接伝えてもらうことを提案している。

就労移行支援は長くても2年間。だからこそ、障害のある方が当たり前に働き、企業が当たり前にサポートする関係がこの先も築かれていくように、本人とも、企業とも、「自立」を促す関わり方を意識しながら、「少しずつ離れていく」ことを心がけている。

障害があっても、こころは健康でいられる。理解と支援の大切さ。

「こころの状態ですか?ここに通ってから、ずっとよくなりました。」 笑顔でそう教えてくださったのは、40代の利用者Aさんだ。

うつ病を抱えるAさんは、センターの利用 前はしばらくひきこもりのような状態で自信 を持てずにいた。利用者同士で障害のことを 隠さずに話せる雰囲気や、否定的なことを言 わないスタッフの和やかさに支えられて、今 では週5日、継続して通っている。

「実習先で、障害のない人が普通に働いている職場に身を置いたとき、『ああ、職場に戻れた』という自信が沸いたんです。それがこころの安定につながっています。」まもなく就職を迎えるAさんの表情には、成果を実感できたことへの自信が表れていた。



センター内はフリーアドレスで、利用者同士の自然な情報交換を促している。

障害について自然に話せる社会であるためには、障害に対するスティグマ (差別や偏見)を克服していくことが必要だ。

障害のある方と雇用の場をつなぐ就労移行 支援の取組みは、障害があることや障害を抱 えながら働くことが、特別なことではない社 会であることの大切さを、私たちに教えてく れる。

※合理的配慮ガイドブックについては、こちら。

https://works.litalico.jp/assets/doc/interview/consideration/guide_book.pdf

